

令和 6 年度 社会福祉施設一般監査提出資料

障害サービス事業者自主点検表 【共同生活援助】

事業所番号			
事業所の名称			
サービス種別 ※該当に○を入れてください	介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型		
事業所の所在地	〒		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課
 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
 (@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表の作成について

1 自主点検表の対象

利用者に適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、障害福祉サービス事業者ごとに、法令、関係通知等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

(1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「はい・いいえ」等の判定については、ブルダウン方式により選択するか、手書き等により○で囲ってください。

《事業種別の略称》

介護 … 介護サービス包括型 日中 … 日中サービス支援型 外部 … 外部サービス利用型

共通 … 全種共通

法令等（根拠法令の欄は、次を参照してください）

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）
平24条例38	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第38号）
平25規則26	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第26号）
平18厚労令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平18年厚生労働省令第171号）
基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
平18厚労告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
平18厚労告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
平18厚労告550	<u>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</u> （平成18年9月29日厚生労働省告示第550号）
平18厚労告551	<u>厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u> （平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）
平18厚労告556	<u>厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u> （平成18年9月29日厚生労働省告示第556号）
平18厚労告543	<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u> （平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等						
第1 障害福祉サービス事業者の一般原則									
<p>1 障害者虐待の防止等</p>	<p>(1) 障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供していますか。</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p>(3) 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 651 1091 752"> <thead> <tr> <th></th> <th>職種</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虐待防止責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度からの義務化事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止等のための責任者の設置 ・ 従業者への研修の実施 ・ 虐待防止委員会の設置 <p>⇒ 詳細は第2-4. 43「虐待の防止」を確認してください。</p> <p>(4) 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>○ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ⑤ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 <p>(5) 障害者虐待の防止について、従業者への研修の実施、成年後見制度の利用支援、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。 事業者として障害者虐待の防止のために取り組んでいることを記載してください。</p>		職種	氏名	虐待防止責任者			<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第3条第1項 平18厚労令171第3条第1項</p> <p>平25規則26第3条第2項 平18厚労令171第3条第2項</p> <p>平25規則26第3条第3項 平18厚労令171第3条第3項</p> <p>障害者虐待防止法第6条</p> <p>障害者虐待防止法第2条第8項</p> <p>障害者虐待防止法第15条</p>
	職種	氏名							
虐待防止責任者									
第2-1 基本方針（共同生活援助）									
<p>基本方針</p> <p>介護</p>	<p>介護サービス包括型共同生活援助の基本方針</p> <p>共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第144条 平18厚労令171第207条</p>						

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	○ 共同生活援助については、障害者を対象としますが、このうち身体障害者については、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限ります。（日中サービス支援型、外部サービス利用型共同生活援助も同様です）		報酬留意事項通知第2の3(8)①(一)
日中	日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条の3 平18厚労令171第213条の3
外部	外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26第160条 平18厚労令171第213条の3

第2-2 人員に関する基準

1 用語の定義 共通	<p>○ 「常勤換算方法」（用語の定義）</p> <p>障害福祉サービス事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p> <p>○ 「常勤」（用語の定義）</p> <p>障害福祉サービス事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所が併設されている場合、当該指定共同生活援助事業所の管理者と当該指定生活介護事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる</p>		<p>基準解釈通知第2・2(1)</p> <p>基準解釈通知第2・2(3)</p>
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																																																																															
<p>2 基本的事項 (労働時間の管理)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共通</p>	<p>措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p> <p>○ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。</p> <p>① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録</p> <p>○ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4（3）に定める措置を講じる必要があります。</p> <p>○ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>基準解釈通知第2・2(4)</p> <p>労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号）</p> <p>労働基準法第109条</p>																																																																															
<p>3 利用者の状況</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共通</p>	<p>(1) 事業所(各共同生活住居)の総利用者 各月の延べ利用者数を記入してください(例：4月(障害支援区分3)…40人)。</p> <table border="1" data-bbox="400 1093 1206 1263"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除した数とする(小数点第2位以下を切り上げ)。(報酬告示第二の1(通則)(5)を参照)</p> <p>(2) 共同生活住居の一覧 ※ サテライト型住居がある場合、本体住居の次に「サテライト」と表示して所在地等を記入してください。また、記入しきれない場合は別紙に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="400 1503 1323 1771"> <thead> <tr> <th>名 前</th> <th>所在地</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 日中活動の状況</p> <table border="1" data-bbox="400 1805 1323 1939"> <thead> <tr> <th>一般就労</th> <th>就労移行</th> <th>就労A型</th> <th>就労B型</th> <th>生活介護</th> <th>地域 デイケア</th> <th>精神科 デイケア</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 親元への帰省状況</p> <table border="1" data-bbox="400 1973 1323 2107"> <thead> <tr> <th>ほとんど土日帰省</th> <th>ときどき土日帰省</th> <th>不定期だが帰省している</th> <th>帰省していない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度													当年度													名 前	所在地	定員	現員				人				人				人	一般就労	就労移行	就労A型	就労B型	生活介護	地域 デイケア	精神科 デイケア	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	ほとんど土日帰省	ときどき土日帰省	不定期だが帰省している	帰省していない	人	人	人	人		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																						
前年度																																																																																		
当年度																																																																																		
名 前	所在地	定員	現員																																																																															
			人																																																																															
			人																																																																															
			人																																																																															
一般就労	就労移行	就労A型	就労B型	生活介護	地域 デイケア	精神科 デイケア	その他																																																																											
人	人	人	人	人	人	人	人																																																																											
ほとんど土日帰省	ときどき土日帰省	不定期だが帰省している	帰省していない																																																																															
人	人	人	人																																																																															

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																														
4 従業者の員数 <input type="checkbox"/> 共通	該当する欄に従業者等の実人数を記入してください。 <table border="1" data-bbox="399 280 1149 492"> <tr> <td></td> <td>管理者</td> <td>サービス管理責任者</td> <td>世話人</td> <td>生活支援員</td> <td>夜間支援従事者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>専従 兼務</td> <td>専従 兼務</td> <td>専従 兼務</td> <td>専従 兼務</td> <td>専従 兼務</td> <td>専従 兼務</td> </tr> <tr> <td>常勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	夜間支援従事者			専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	常勤							非常勤										
	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	夜間支援従事者																												
	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務	専従 兼務																											
常勤																																	
非常勤																																	
5 介護サービス包括型共同生活援助における従業者の員数 <input type="checkbox"/> 介護	(1) 事業所に置くべき世話人の員数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっていますか。 <table border="1" data-bbox="399 593 917 728"> <tr> <td>利用者数(a)</td> <td>除する数(b) (該当を選択)</td> <td>必要人員 (a/b)</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>6</td> <td>人</td> </tr> </table> 利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 <世話人の勤務状況・常勤換算人数> (年 月) <table border="1" data-bbox="399 828 1264 974"> <tr> <td>①世話人の実人数</td> <td>②全世話人の4週間の延べ勤務時間数</td> <td>③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数</td> <td>④常勤換算人数(②/③)</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>時間</td> <td>時間</td> <td>人</td> </tr> </table>	利用者数(a)	除する数(b) (該当を選択)	必要人員 (a/b)	人	6	人	①世話人の実人数	②全世話人の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)	人	時間	時間	人	はい・いいえ	平24条例38第61条第1項第1号 平18厚労令171第208条第1項第1号																
利用者数(a)	除する数(b) (該当を選択)	必要人員 (a/b)																															
人	6	人																															
①世話人の実人数	②全世話人の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)																														
人	時間	時間	人																														
<input type="checkbox"/> 介護	(2) 事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上の生活支援員を配置していますか。 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数 ○ <u>例：利用者を12人（区分6が2人、区分5が4人、区分4が6人）とし、常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1週間の間に、</u> <u>・区分6：40時間×(2÷2.5)人＝32時間</u> <u>・区分5：40時間×(4÷4)人＝40時間</u> <u>・区分4：40時間×(6÷6)人＝40時間</u> <u>延べ合計112時間以上確保する必要があります。</u> <table border="1" data-bbox="399 1478 1264 1680"> <tr> <th>利用者の支援区分</th> <th>利用者数(a)</th> <th>除する数(b)</th> <th>(a)/(b)</th> <th>必要人員</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>人</td> <td>9</td> <td>人</td> <td rowspan="4">人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>人</td> <td>6</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>人</td> <td>4</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td>人</td> </tr> </table> 利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 <生活支援員の勤務状況・常勤換算人数> (年 月) <table border="1" data-bbox="399 1780 1264 1915"> <tr> <td>①生活支援員の实人数</td> <td>②全生活支援員の4週間の延べ勤務時間数</td> <td>③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数</td> <td>④常勤換算人数(②/③)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ○ 生活支援員の延べ勤務時間数には、夜間時間帯（1日の活動終了時刻から開始時刻まで）に勤務した時間を含めません。	利用者の支援区分	利用者数(a)	除する数(b)	(a)/(b)	必要人員	3	人	9	人	人	4	人	6	人	5	人	4	人	6	人	2.5	人	①生活支援員の实人数	②全生活支援員の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)					はい・いいえ	平24条例38第61条第1項第2号 平18厚労令171第208条第1項第2号 基準解釈通知第15・1(2) 平24条例38第61条第2項 平18厚労令171第208条
利用者の支援区分	利用者数(a)	除する数(b)	(a)/(b)	必要人員																													
3	人	9	人	人																													
4	人	6	人																														
5	人	4	人																														
6	人	2.5	人																														
①生活支援員の实人数	②全生活支援員の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)																														
	(3) 利用者の数は、前年度の平均値となっていますか（サービス管理責任者も同様です）。 ○ 新規に指定を受ける場合は、推定数によります。	はい・いいえ	平24条例38第61条第2項 平18厚労令171第208条																														

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																														
<p>介護</p> <p>6 日中サービス支援型共同生活援助における従業者の員数</p> <p>日中</p>	<p>○ 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければなりません。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとします。</p> <p>(4) 世話人及び生活支援員は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか（サービス管理責任者も同様です）。</p> <p>○ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけるサービスの提供にあたる世話人の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっていますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 786 919 922"> <thead> <tr> <th>利用者数 (a)</th> <th>除する数 (b) (該当を選択)</th> <th>必要人員 (a/b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>5</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 <世話人の勤務状況・常勤換算人数> (年 月)</p> <table border="1" data-bbox="400 1021 1265 1167"> <thead> <tr> <th>①世話人の実人数</th> <th>②全世話人の4週間の延べ勤務時間数</th> <th>③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数</th> <th>④常勤換算人数(②/③)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用者数 (a)	除する数 (b) (該当を選択)	必要人員 (a/b)	人	5	人	①世話人の実人数	②全世話人の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)					<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>基準解釈通知第15・1(3)</p> <p>平24条例38第61条第3項 平18厚労令171第208条第3項</p> <p>平24条例38第65条の3第3項 平18厚労令171第213条の4第1項</p>																
利用者数 (a)	除する数 (b) (該当を選択)	必要人員 (a/b)																															
人	5	人																															
①世話人の実人数	②全世話人の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)																														
<p>日中</p>	<p>(2) 日中サービス支援型事業所ごとに、常勤換算方法で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上の生活支援員を配置していますか。</p> <p>① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>○ 生活支援員の延べ勤務時間数には、夜間時間帯（1日の活動終了時刻から開始時刻まで）に勤務した時間を含めません。</p> <table border="1" data-bbox="400 1536 1265 1738"> <thead> <tr> <th>利用者の支援区分</th> <th>利用者数 (a)</th> <th>除する数 (b)</th> <th>(a)/(b)</th> <th>必要人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>人</td> <td>9</td> <td>人</td> <td rowspan="4">人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>人</td> <td>6</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>人</td> <td>4</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 <生活支援員の勤務状況・常勤換算人数> (年 月)</p> <table border="1" data-bbox="400 1839 1265 1984"> <thead> <tr> <th>①生活支援員の实人数</th> <th>②全生活支援員の4週間の延べ勤務時間数</th> <th>③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数</th> <th>④常勤換算人数(②/③)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>時間</td> <td>時間</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	利用者の支援区分	利用者数 (a)	除する数 (b)	(a)/(b)	必要人員	3	人	9	人	人	4	人	6	人	5	人	4	人	6	人	2.5	人	①生活支援員の实人数	②全生活支援員の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)	人	時間	時間	人	<p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第65条の3第1項 平18厚労令171第213条の4第1項第2号</p>
利用者の支援区分	利用者数 (a)	除する数 (b)	(a)/(b)	必要人員																													
3	人	9	人	人																													
4	人	6	人																														
5	人	4	人																														
6	人	2.5	人																														
①生活支援員の实人数	②全生活支援員の4週間の延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数(②/③)																														
人	時間	時間	人																														
<p>日中</p>	<p>(3) 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置いていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第65条の3第2項 平18厚労令171第213条の4第2項</p>																														

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">日中</div>	<p>(4) <u>利用者の数は、前年度の平均値となっていますか（サービス管理責任者も同様です）。</u></p> <p>○ <u>新規に指定を受ける場合は、推定数によります。</u></p> <p>○ <u>世話人及び生活支援員の要件等</u></p> <p>① <u>世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければなりません。</u></p> <p>② <u>世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとします。</u></p>	はい・いいえ	平24条例38第65条の3第3項 平18厚労令171第213条の4第3項 準用（基準解釈通知第15・1(3)）														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">日中</div>	<p>(5) (1) 及び (2) に規定する従業者は、専ら事業所の職務に従事する者となっていますか。</p> <p>○ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。</p>	はい・いいえ	平24条例38第65条の3第4項 平18厚労令171第213条の4第4項														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">日中</div>	<p>(6) 上記 (1) 及び (2) に規定する従業者のうち、1人以上は、常勤となっていますか。</p>		平24条例38第65条の3第5項 平18厚労令171第213条の4第5項														
<p>7 外部サービス包括型共同生活援助における従業者の員数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">外部</div>	<p>(1) 事業所に置くべき世話人の員数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっていますか。</p> <p>○ 平成26年4月1日に現に存する共同生活援助事業所における世話人の人数については、当分の間、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とします。（外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)を算定します。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">利用者数(a)</th> <th style="width: 25%;">除する数(b) (該当に○)</th> <th style="width: 25%;">必要人員 (a/b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>6・10</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 <世話人の勤務状況・常勤換算人数> (年 月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">①世話人の 実人数</th> <th style="width: 25%;">②全世話人の4週間の 延べ勤務時間数</th> <th style="width: 25%;">③常勤従業者1人の4週間の 勤務すべき延べ時間数</th> <th style="width: 25%;">④常勤換算人数 (②/③)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>時間</td> <td>時間</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	利用者数(a)	除する数(b) (該当に○)	必要人員 (a/b)	人	6・10	人	①世話人の 実人数	②全世話人の4週間の 延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の 勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数 (②/③)	人	時間	時間	人	はい・いいえ	平24条例38第67条第1項第1号 平18厚労令171第213条の4第1項第1号 基準解釈通知第15・5(1)
利用者数(a)	除する数(b) (該当に○)	必要人員 (a/b)															
人	6・10	人															
①世話人の 実人数	②全世話人の4週間の 延べ勤務時間数	③常勤従業者1人の4週間の 勤務すべき延べ時間数	④常勤換算人数 (②/③)														
人	時間	時間	人														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">外部</div>	<p>(2) 利用者の数は、前年度の平均値となっていますか（サービス管理責任者も同様です）。</p> <p>○ 新規に指定を受ける場合は、推定数によります。</p> <p>○ 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければなりません。</p> <p>② 世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとします。</p>	はい・いいえ	平24条例38第67条第2項 平18厚労令171第208条第2項 準用（基準解釈通知第15・1(3)）														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">外部</div>	<p>(3) 世話人は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか（サービス管理責任者も同様です）。</p> <p>○ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。</p>	はい・いいえ	平24条例38第67条第3項 平18厚労令171第213条の4第3項														
<p>8 サービス管理責任者</p>	<p>○ 現在配置しているサービス管理責任者について、内容を記入してください。</p>																

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント				点検結果	根拠法令等
共通	氏名	(常勤・非常勤)		就任日 年 月 日		
				届出日 年 月 日		
実務経験	業務期間	通算	年 月			
	従事日数	通算	日			
	業務内容	職名 ()				
研修受講状況	○旧サービス管理責任者研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等基礎研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等実践研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等更新研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等更新研修	修了日	年 月 日			
	○相談支援従事者初任者研修 (講義部分)	修了日	年 月 日			
	※研修未受講者である場合 ・配置された事由 ・猶予措置終了日	() 年 月 日				
共通	○平成30年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として修了日を記入してください。					
	氏名	(常勤・非常勤)		就任日 年 月 日		
実務経験	業務期間	通算	年 月			
	従事日数	通算	日			
	業務内容	職名 ()				
研修受講状況	○旧サービス管理責任者研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等基礎研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等実践研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等更新研修	修了日	年 月 日			
	○サービス管理責任者等更新研修	修了日	年 月 日			
	○相談支援従事者初任者研修 (講義部分)	修了日	年 月 日			
	※研修未受講者である場合 ・配置された事由 ・猶予措置終了日	() 年 月 日				
共通	○平成30年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として修了日を記入してください。					
	<p>(1) 事業所ごとに、利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数のサービス管理責任者を配置していますか。</p> <p>① 利用者の数が30人以下の場合は、1人以上</p> <p>② 利用者の数が31人以上の場合は、1人に、利用者の数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>○ サービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではありませんが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要があります。</p>	はい・いいえ	平24条例38第61条第1項第3号 平18厚労令171第208条第1項第3号 基準解釈通知第15・1(4)			
共通				<p>(2) サービス管理責任者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。</p> <p>○ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。</p> <p>○ サービス管理責任者については、共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えありません。ただし、共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合については、できる限る専従のサービス管理責任者を確保するよう努めてください。</p>	はい・いいえ	平24条例38第67条第3項 平18厚労令171第213条の4第3項 基準解釈通知第15・1(5)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">共通</div>	<p>(3) サービス管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。</p> <p>一 次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること</p> <p>(一) 次のイ及びロの期間を通算した期間が5年以上</p> <p>イ 相談支援業務</p> <p>次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業</p> <p>(2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター</p> <p>(3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>(5) 特別支援学校</p> <p>(6) 病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）等</p> <p>ロ 直接支援業務</p> <p>次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業所</p> <p>(3) 病院・診療所、訪問看護事業所</p> <p>(4) 特例子会社</p> <p>(5) 特別支援学校 等</p> <p>(二) 次の期間を通算した期間が8年以上である者</p> <p>・ 直接支援業務</p> <p>上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間</p> <p>(三) 上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が3年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士 等</p> <p>二 次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定めるサービス管理責任者実践研修を修了した翌年度以降の5年度ごとに、サービス管理責任者更新研修を修了したものに、サービス管理責任者更新研修の修了日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなします。）</p> <p>イ サービス管理責任者基礎研修（実務経験が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(1) 相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者</p> <p>(2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、サービス管理責任者実践研修を修了したものの基礎研修修了以後、実践研修開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者</p>	はい・いいえ	平18厚労告544告示第1号イ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>9 管理者 共通</p>	<p>○ 【更新研修未修了】 期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧サービス管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。</p> <p>○ 【研修受講に係る経過措置】</p> <p>① 旧サービス管理責任者研修修了者 平成31年3月31日において旧要件を満たす者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。</p> <p>② 基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了してなくても、基礎研修修了日から3年を経過するまでの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。</p> <p>③ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。 (※ただし、川越市障害者福祉課が認めたものに限る。)</p> <p>【配置時の取扱いの緩和等】 常勤のサービス管理責任者が配置されている場合 ・ 基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ・ 基礎研修修了者を2人目のサビ管として配置可</p> <p>(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>○ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>② 当該事業所以外の他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、<u>当該他の事業所又は施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定療養介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合</u></p> <p>(2) 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労告544告示第1号二</p> <p>平18厚労告544告示第1号ロ、ハ、へ</p> <p>平18厚労告544告示第1号ホ</p> <p>平24条例38第62条第1項 平18厚労令171第209条第1項 準用（基準解釈通知第4・1(7)①）</p> <p>平24条例38第62条第2項 平18厚労令171第209条第2項</p>
第2-3 設備に関する基準			
<p>1 共同生活住居 共通</p> <p>共通</p>	<p>(1) 共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外となっていますか。</p> <p>○ 共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して家庭的な雰囲気の下、サービスを提供するとともに、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地されることが必要です。なお、平成18年9月30日において現に存する旧共同生活援助事業所においてはこの限りではありません。</p> <p>(2) 事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第145条第1項 平18厚労令171第210条第1項 基準解釈通知第15・2(1)</p> <p>平25規則26第145条第2項 平18厚労令171第210条</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>○ 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいいます。 ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸は、当該住戸を共同生活住居と捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとします。 なお、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活室として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮してください。</p>		第2項 基準解釈通知第15・2(3)①
共通	(3) 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっていますか。	はい・いいえ	平25規則26第145条第3項 平18厚労令171第210条第3項 基準解釈通知第15・2(3)②
共通	(4) 共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下となっていますか。	はい・いいえ	平24条例38第63条第1項 平18厚労令171第210条第4項
日中	○ 既存の建物を共同生活住居として利用する場合は2人以上20人以下、特に必要と認められる場合は2人以上30人以下とします。		平24条例38第65条の5第1項 平18厚労令171第213条の6第4項
2 ユニット等 共通	(1) 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、居室など日常生活を営む上で必要な設備を設けていますか。	はい・いいえ	平24条例38第63条第3項 平25規則26第145条第4項 平18厚労令171第210条第6項
共通	○ 「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければなりません。		基準解釈通知第15・2(4)
共通	(2) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっていますか。	はい・いいえ	平24条例38第63条第4項 平18厚労令171第210条第7項
共通	(3) ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けていますか。	はい・いいえ	平25規則26第145条第5項 平18厚労令171第210条第8項 基準解釈通知第15・2(4)⑤
共通	(4) 1の居室の定員は、1人となっていますか。	はい・いいえ	平25規則26第145条第5項 平18厚労令171第210条第8項第1号 基準解釈通知第15・2(4)③
共通	(5) 1居室の面積は、収納設備等を除き、7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上となっていますか。	はい・いいえ	平24条例38第63条第5項 平18厚労令171第210条第8項第2号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護・外部</div>	(6) サテライト型住居は、次の基準のとおりとなっていますか。 一 入居定員を1人とすること。 二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 三 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。	はい・いいえ	平24条例38第63条第6項 平25規則26第145条第6項 平18厚労令171第210条第9項 平24条例38第69条（準用第63条） 平25規則26第161条（準用第145条）
第2-4 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">共通</div>	(1) 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 ○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥ 地域生活支援拠点である場合はその旨 等 ○ 同意は、利用者及び共同生活援助事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 (2) 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 ① <input type="checkbox"/> 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第6条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第9条第1項） 準用（基準解釈通知第3・3(1)） 基準解釈通知第15・3(8) 平24条例38第65条（準用第6条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第9条第2項） 準用（基準解釈通知第3・3(1)）
2 入退居 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">共通</div>	(1) 共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く）に提供されていますか。 (2) 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。 (3) 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っていますか。 (4) 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26第146条第1項 平18厚労令171第210条の2第1項 平25規則26第146条第2項 平18厚労令171第210条の2第2項 平25規則26第146条第3項 平18厚労令171第210条の2第3項 平25規則26第146条第4項 平18厚労令171第210条の2第4項
3 入退居の記録の記載等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">共通</div>	(1) 入居者の入居又は退居に際しては、当該共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載していますか。 ○ 事業者は、受給者証のコピーを保管してください。 (2) 受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告していますか。	はい・いいえ	平25規則26第147条第1項 平18厚労令171第210条の3第1項 平25規則26第147条第2項 平18厚労令171第210条の3第2項

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
4 提供拒否の禁止 <input type="checkbox"/> 共通	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>○ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地以外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> <p>④ 入院治療が必要な場合</p> <p>○ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p>	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第7条） 平18厚労令171第213条（準用第11条） 準用（基準解釈通知第3・3(3)）
5 連絡調整に対する協力 <input type="checkbox"/> 共通	<p>サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第7条） 平18厚労令171第213条（準用第12条）
6 受給資格の確認 <input type="checkbox"/> 共通	<p>サービスの提供に当たり、受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認していますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第9条） 平18厚労令171第213条（準用第14条）
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 <input type="checkbox"/> 共通	<p>(1) 支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、速やかに訓練等給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>(2) 支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第10条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第15条第1項） 平25規則26第158条（準用第10条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第15条第2項）
8 心身の状況等の把握 <input type="checkbox"/> 共通	<p>サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第11条） 平18厚労令171第213条（準用第16条）
9 障害福祉サービス事業者等との連携 <input type="checkbox"/> 共通	<p>(1) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第12条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第17条第1項） 平25規則26第158条（準用第12条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第17条第2項）
10 サービスの提供の記録 <input type="checkbox"/> 共通	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録していますか。</p> <p>○ 利用者及び事業者が、その時点でサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものです。</p> <p>(2) (1)のサービス提供の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。</p> <p>○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は5年間保存しなければなりません。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第39条第1項） 平18厚労令171第213条（準用53条の2第1項） 準用（基準解釈通知第4・3(2)①） 平25規則26第158条（準用第39条第2項） 平18厚労令171第213条（準用53条の2第2項） 平25規則26第158条（準用第60条）
11 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 <input type="checkbox"/> 共通	<p>(1) 利用者から金銭の支払いを求める場合、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。</p> <p>○ あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。</p> <p>(2) 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得ていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第15条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第20条第1項） 準用（基準解釈通知第3・3(10)） 平25規則26第158条（準用第15条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第20条第2項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等								
12 利用料等の受領 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">共通</div>	<p>○ 利用者負担額等はこの限りではありません。</p> <p>(1) 法定代理受領サービスとしてサービスを提供した際には、その利用者から利用者負担額の支払いを受けていますか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けていますか。</p> <p>(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>① 食材料費</p> <p>② 家賃 <u>障害者総合支援法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する同法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)</u>は、当該利用者に係る家賃の月額から同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とします。</p> <p>③ 光熱費</p> <p>④ 日用品費</p> <p>⑤ 共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>○ 訓練等給付費等の支給対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな費用の名目による費用の受領は認められません。</p> <p>○ ⑤の「その他の日常生活費」の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参照してください。</p> <p>入居前の体験的な利用(以下「体験利用」という。)に係る利用者については、利用日数に合わせて案分する等の方法により適切な額の支払いを受けてください。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第148条第1項 平18厚労令171第210条の4第1項</p> <p>平25規則26第148条第2項 平18厚労令171第210条の4第2項</p> <p>平25規則26第148条第3項 平18厚労令171第210条の4第3項</p> <p>基準解釈通知第15・3(3)</p>								
	<p>○ <u>食材料費の取扱い</u> <u>食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があります。</u> <u>また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があります。</u></p> <p>○ <u>食材料費の額に残額が生じた場合の対応方法を具体的に記載してください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>		<p>基準解釈通知第15・3(3)③</p>								
	<p>(4) その他の日常生活費等の額を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">費目</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (1)～(3)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。</p>	費目	金額		円		円		円	<p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第148条第4項 平18厚労令171第210条</p>
費目	金額										
	円										
	円										
	円										

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																												
<p>13 入所者預かり金等の取扱い</p> <p>共通</p>	<p>(6) (3)の費用に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。</p> <p>(1) 入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで一律に事業所が管理していませんか。</p> <table border="1" data-bbox="400 450 1091 517"> <tr> <th colspan="3">事務処理要領の有無</th> </tr> <tr> <td>自己管理者</td> <td>人中</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>(2) 預金通帳、印鑑の保管責任者がそれぞれ別に定められ、その保管場所が別々になっていますか。また、それを保管する金庫等の鍵についても別々に管理されていますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 618 1091 685"> <tr> <th rowspan="2">保管責任者名</th> <th>通帳</th> <td></td> </tr> <tr> <th>印鑑</th> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 預り金について、利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納帳、証拠書類（領収書）が整備されていますか。</p> <p>(4) 預り金の収支状況は、管理者により、定期的に点検していますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 819 1091 887"> <tr> <th rowspan="2">預り金の点検実績</th> <th>前年度</th> <td></td> <th>回</th> </tr> <tr> <th>今年度</th> <td></td> <th>回</th> </tr> </table> <p>(5) 預り金の収支状況を、定期的に利用者（必要に応じて家族等）に知らせていますか。</p> <table border="1" data-bbox="400 954 1091 1055"> <tr> <th colspan="3">知らせた方法</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">知らせた実績</th> <th>前年度</th> <td></td> <th>回</th> </tr> <tr> <th>今年度</th> <td></td> <th>回</th> </tr> </table> <p>(6) 退所等により、利用者へ預り金を返却する際に、受領書をもってしていますか。</p>	事務処理要領の有無			自己管理者	人中	人	保管責任者名	通帳		印鑑		預り金の点検実績	前年度		回	今年度		回	知らせた方法			知らせた実績	前年度		回	今年度		回	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>の4第4項 平25規則26第148条第5項 平18厚労令171第210条の4第5項</p> <p>「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」</p>
事務処理要領の有無																															
自己管理者	人中	人																													
保管責任者名	通帳																														
	印鑑																														
預り金の点検実績	前年度		回																												
	今年度		回																												
知らせた方法																															
知らせた実績	前年度		回																												
	今年度		回																												
<p>14 利用者負担額に係る管理</p> <p>共通</p>	<p>(1) 他事業所の利用負担額も含め、利用負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正ですか。</p> <p>(2) 上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者へ通知していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条（準用第114条） 平18厚労令171第213条（準用第170条の2）</p> <p>平25規則26第158条（準用第114条） 平18厚労令171第213条（準用第170条の2）</p>																												
<p>15 訓練等給付費の額に係る通知等</p> <p>共通</p>	<p>(1) 法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその訓練等給付費の額を通知していますか。</p> <p>○ 通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、訓練等給付費の支給を受けた日、訓練等給付費の額等を記載してください。</p> <p>(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条（準用第18条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第23条第1項）</p> <p>平25規則26第158条（準用第18条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第23条第2項）</p>																												
<p>16 共同生活援助の取扱方針</p> <p>共通</p>	<p>(1) サービスに係る個別支援計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の適切な支援を行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。</p> <p><u>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。</u></p> <p>(3) 入居前の体験的な利用を希望する者に対してサービスを提供する場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続したサービスの利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第149条第1項 平18厚労令171第210条の5第1項</p> <p>平25規則26第149条第2項 平18厚労令171第210条の5第2項</p> <p>平25規則26第149条第3項 平18厚労令171第210条の5第2項</p>																												

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
17 共同生活援助計画の作成等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</div>	(4) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第149条第4項 平18厚労令171第210条の5第3項
	(5) 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第149条第5項 平18厚労令171第210条の5第4項
	(1) 管理者は、サービス管理責任者に、共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ○ 共同生活援助計画には、その計画の作成を担当したサービス管理責任者の氏名を記載してください。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第1項）
	(2) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する利用者の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、 <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u> 、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第2項）
	(3) <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。</u>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第3項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第3項）
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 ○ サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対し十分説明し、理解を得てください。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第4項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第4項）
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成していますか。 ○ 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて、計画の原案に位置付けるよう努めてください。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第5項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第5項）
	(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（ <u>利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。</u> ）を開催し、 <u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u> 、共同生活援助計画の原案について意見を求めていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第6項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第6項）
	(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案について、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第7項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第7項）
	(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際に、当該計画を利用者 <u>及び指定特定相談支援事業者等</u> に交付していますか。 ○ 交付した共同生活援助計画は、5年間保存してください。（42記録の整備参照）	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第8項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第8項）
18 サービス管理責任者の責務	(9) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第9項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第9項）
	(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次にとおり行っていますか。 ① 定期的に利用者面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第10項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第10項）
	(11) (2)～(8)の規定は、共同生活援助計画の変更についても準用していますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第44条第10項） 平18厚労令171第213条（準用第58条第10項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>共通</p>	<p>① 利用申込者の利用に際し、利用中の他の障害福祉サービス事業所等への照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該共同生活援助以外における障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。</p> <p>② 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、生活介護事業所等との連絡調整等を行うこと。</p> <p>④ 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていますか。</p> <p>○ 共同生活援助におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成業務などのほか、解釈通知第4・3(8)②に規定する内容に従うとともに、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものです。</p>		<p>の6第1項</p> <p>平25規則26第150条第2項 平18厚労令171第210条の6第2項</p> <p>基準解釈通知第15・3(4)</p>
<p>19 相談及び援助 共通</p>	<p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。</p>	はい・いいえ	<p>平25規則26第158条(準用第46条) 平18厚労令171第213条(準用第60条)</p>
<p>20 介護及び家事等 共通</p> <p>共通</p>	<p>(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。</p> <p>(2) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。</p>	はい・いいえ	<p>平25規則26第151条第1項、第158条の6第1項 平18厚労令第211条第1項、第213条の8第1項</p> <p>平25規則26第151条第2項、第158条の6第2項 平18厚労令第211条第2項、第213条の8第2項</p>
<p>日中</p>	<p>(3) 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させていますか。</p> <p>○ 日中サービス支援型共同生活援助は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、1日を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならないものです。</p>	はい・いいえ	<p>平25規則26第158条の6第3項 平18厚労令171第213条の8第3項</p> <p>基準解釈通知第15・4(3)②</p>
<p>共通</p>	<p>(4) 利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていませんか。</p> <p>○ 事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えありません。</p> <p>○ 事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができません。</p>	はい・いいえ	<p>平24条例38第64条、第65条の6 平18厚労令第211条第3項、第213条の8第4項</p> <p>基準解釈通知第15・3(6)③</p>
<p>21 従業者による喀痰吸引等について 共通</p>	<p>(1) 介護職員等がたんの吸引等を実施していますか。(以下「はい」の場合のみ点検してください)。</p> <p>(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、次に掲げる者が行っていますか。</p> <p>① 介護福祉士(認定特定行為業務従事者認定証又は特定登録証の交付を受けた者を含む。)</p> <p>② ①以外で認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた介護職員等</p> <p>(3) たんの吸引を行うことができる介護職員等は何人いますか。</p> <p>(4) たん吸引等を行うことが(登録特定行為事業者)として県に登録していますか。</p>	はい・いいえ	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、附則第3条 平23法律72附則第13条第1項、第2項、第3項 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条、第26条の2、3、附則第4条、第4条</p> <p>人</p> <p>はい・いいえ</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
22 社会生活上の便宜等 <input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 日中 <input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 共通 23 緊急時等の対応 <input type="checkbox"/> 共通 24 受託居宅介護サービスの提供 <input type="checkbox"/> 外部	(5) 認められた行為の範囲内で、介護職員等がたんの吸引等を行っていますか。（登録している行為を○してください）。 （たん吸引） <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 <input type="checkbox"/> 器官カニューレ内 （経管栄養） <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろう <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養	はい・いいえ	
	(6) たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。	はい・いいえ	
	(1) 利用者について、生活介護事業所等との連絡調整や余暇活動の支援等に努めていますか。 <input type="checkbox"/> 利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければなりません。	はい・いいえ	平25規則26第152条第1項、第158条の7第1項 平18厚労令第211条の2第1項、第213条の9第1項 基準解釈通知第15・3(7)①
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条の7第2項 平18厚労令171第213条の9第2項
	(3) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、本人又はその家族が行うことが困難である場合は、本人の同意を得て代わりに行っていきますか。 <input type="checkbox"/> 特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得てください。	はい・いいえ	平25規則26第152条第2項、第158条の7第3項 平18厚労令第211条の2第2項、第213条の9第3項 基準解釈通知第15・3(7)②
	(4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26第152条第3項、第158条の7第4項 平18厚労令第211条の2第3項、第213条の9第4項
	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第22条） 平18厚労令171第213条（準用第28条）
	(1) 外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じていますか <input type="checkbox"/> 「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことです。	はい・いいえ	平25規則26第162条第1項 平18厚労令171第213条の18第1項 基準解釈通知第15・5(3)②ア
	(2) 受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。 <input type="checkbox"/> 外部サービス利用型共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握してください。	はい・いいえ	平25規則26第162条第2項 平18厚労令171第213条の18第2項 基準解釈通知第15・5(3)②イ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>25 運営規程</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 入居定員</p> <p>④ 共同生活援助の内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地【外部型】</p> <p>⑦ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑧ 非常災害対策</p> <p>⑨ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他運営に関する重要事項</p> <p>○ ①について、利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記してください。</p> <p>○ ②の従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>○ ③の「入居定員」とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものです。 なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるので、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出てください。</p> <p>○ ④の「共同生活援助の内容」とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨を明記しておいてください。</p> <p>○ ⑪その他運営に関する重要事項 市により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記してください。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第153条 平18厚労令171第211条の3</p> <p>基準解釈通知第15・3(8)</p> <p>準用基準解釈通知第3・3(20)</p> <p>基準解釈通知第15・3(8)</p>
<p>26 受託居宅介護サービス事業者への委託</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">外部</p>	<p>(1) 受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っていますか。</p> <p>○ 受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。</p> <p>① 当該委託の範囲</p> <p>② 当該委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>③ 受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型共同生活援助事業者が定期的に確認する旨</p> <p>④ 外部サービス利用型共同生活援助事業者が当該委託業務に関し、受託居宅介護サービス事業者に対し、指示を行い得る旨</p> <p>⑤ 外部サービス利用型共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型共同生活援助事業者が確認する旨</p> <p>⑥ 受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第164条第1項 平18厚労令171第213条の20第1項</p> <p>基準解釈通知第15・5(3)④</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>27 勤務体制の確保等</p> <p>共通</p> <p>共通</p> <p>介護・日中</p> <p>外部</p>	<p>⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ③及び⑤の確認の結果の記録を作成してください。なお、確認の結果の記録は5年間保存してください。 ○ ④の指示は、文書により行ってください。 ○ 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはなりません。 ○ 外部サービス利用型共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者を支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとなります。 <p>(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっていますか。</p> <p>(3) 次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認められる場合 ② 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認められる場合 <p>(4) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっていますか。</p> <p>(5) 事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者とあらかじめ契約し、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を市長に提出しなければなりません。 <p>(6) 受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該指揮命令には、緊急時の対応、秘密保持等、事故発生時の対応及び身体拘束等の禁止の規定の内容が、受託居宅介護サービス事業者の従業員によっても遵守されることを確保する旨が含まれます。 <p>(7) 受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p>(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にしてください。 <p>(2) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。</p> <p>(3) 介護サービス包括型及び日中サービス支援型共同生活援助事業者は事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、事業所ごとに、当該事業所又は受託居宅介護サービス事業者の従業員によってサービスを提供していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑥(五)</p> <p>平25規則26第164条第2項 平18厚労令171第213条の20第2項</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑥(六)</p> <p>平25規則26第164条第3項 平18厚労令171第213条の20第3項</p> <p>平25規則26第164条第4項 平18厚労令171第213条の20第4項</p> <p>平25規則26第164条第5項 平18厚労令171第213条の20第5項 基準解釈通知第15・5(3)④キ</p> <p>平25規則26第164条第6項 平18厚労令171第213条の20第6項</p> <p>平25規則26第154条第1項 平18厚労令171第212条第1項 基準解釈通知第15・3(9)①</p> <p>平25規則26第154条第2項 平18厚労令171第212条第2項</p> <p>平25規則26第154条第3項 平18厚労令171第212条第3項</p> <p>平25規則26第165条第3項 平18厚労令171第213条の21第3項</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">介護・日中</div>	<p>(5) サービスに係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、受託者の業務の実施状況を定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p>○ 事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、サービスに係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができます。 この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められません。</p> <p>○ 当該委託を行う事業者は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければなりません。</p>	はい・いいえ	平25規則26第154条第4項 平18厚労令171第212条第4項 基準解釈通知第15・3(9)②
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">共通</div>	<p>(6) 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	はい・いいえ	平25規則26第154条第5項 平18厚労令171第212条第5項
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">共通</div>	<p>(7) 適切な共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定共同生活援助事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。指定共同生活援助事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定共同生活援助事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 指定共同生活援助事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定共同生活援助事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 指定共同生活援助事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されていますので参考にしてください。</p>	はい・いいえ	平25規則26第154条第6項 平18厚労令171第212条第6項 参照（基準解釈通知第3・1(22)）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
28 業務継続計画の策定等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">共通</div>	<p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>○ 業務継続計画 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していませんか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>① 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定共同生活援助の提供を受けられるよう、指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定共同生活援助事業者を実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>③ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第65条（準用第8条の2第1項） 平18厚労令171第213条（準用第33条の2第1項）</p> <p>平24条例38第65条（準用第8条の2第2項） 平18厚労令171第213条（準用第33条の2第2項）</p> <p>平24条例38第65条（準用第8条の2第3項） 平18厚労令171第213条（準用第33条の2第3項）</p> <p>準用（基準解釈通知第3・1(23)）</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
29 利用者に関する市町村への通知	<p>④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		
<p>共通</p>	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知してありますか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより障害の状態を悪化させたと認めるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第70条） 平18厚労令171第213条（準用第88条）
30 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「第2-4 運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第52条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第66条第1項）
<p>共通</p>	<p>利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保していますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第155条 平18厚労令171第212条の2
32 定員の遵守	<p>共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはいませんか。</p> <p>○ 災害、虐待その他のやむを得ない事情の場合は、この限りではありません。</p>	はい・いいえ	平25規則26第156条 平18厚労令171第212条の3
<p>共通</p>	<p>○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている共同生活援助事業所にあつてはその者に行わせるものとします。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条（準用第56条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第70条第1項）
33 非常災害対策	<p>(1) 非常災害に関する具体的計画を定めていますか。また、収容人員30人以上の場合は、消防法施行規則第3条に規定する「消防計画」を定めていますか。</p> <p>○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている共同生活援助事業所にあつてはその者に行わせるものとします。</p> <p>(2) 収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が30人以上の場合（障害支援区分4以上の利用者が概ね8割以上を占めるものにあつては10人以上の場合）には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届け出ていますか。</p> <p>① 防火管理者名（ ）</p> <p>② 届出日（ ）</p>	はい・いいえ	準用（基準解釈通知第4の3の(19)の③）
<p>共通</p>	<p>(3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。</p> <p>(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	はい・いいえ	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第1条の2、第3条
<p>共通</p>	<p>(3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。</p>	はい・いいえ	川越市地域防災計画 H27.3（震災対策編）第1章第3節第4の3
<p>共通</p>	<p>(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。</p> <p>○ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	はい・いいえ	準用（基準解釈通知第4の3の(19)の④）
<p>共通</p>	<p>○ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	はい・いいえ	準用（基準解釈通知第4の3の(19)の⑤）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等												
34 衛生管理等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</div>	<p>(6) 消防機関の協力を得て、年2回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。また、訓練のうち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練となっていますか。</p> <p>直近2回の訓練実施日</p> <table border="1" data-bbox="400 416 1034 618"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>消防職員 の立会</th> <th>夜間訓練</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておいてください。また、訓練の記録を作成し、出席できなかった職員がいた際に回覧等することで情報を共有するなど、防災意識の高揚に努めてください。</p>	実施日	消防職員 の立会	夜間訓練	参加者数	年 月 日	有・無	有・無	人	年 月 日	有・無	有・無	人	はい・いいえ	消防法施行規則第3条第10項 社施第107号通知
	実施日	消防職員 の立会	夜間訓練	参加者数											
	年 月 日	有・無	有・無	人											
	年 月 日	有・無	有・無	人											
	<p>(7) (6)の訓練の記録を作成し、出席できなかった職員に回覧等することで情報を共有していますか。</p>	はい・いいえ													
	<p>(8) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防災性能を有する物品となっていますか。</p> <p>○ このほか布団、毛布等の寝具類についても防災性能を有するものを使用するよう努めてください。なお、寝衣類についても個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防災性能を有するものを使用することが望ましいとされています。</p>	はい・いいえ	消防法第8条の3第1項 社施第107号通知												
	<p>(9) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検（6月ごと年2回、総合点検1年に1回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。</p> <p>直近2回の実施日</p> <table border="1" data-bbox="400 1126 978 1227"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検年月日</td> <td>①</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>直近の届出年月日</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	点検年月日	①	年 月 日	②	年 月 日	直近の届出年月日		年 月 日	はい・いいえ	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項				
	点検年月日		①	年 月 日											
		②	年 月 日												
	直近の届出年月日		年 月 日												
<p>(10) 災害に備えて、以下の物資等を3日分程度備蓄していますか。</p> <p>① 非常用食料（特別食を含む） ② 飲料水 ③ 常備薬 ④ 介護用品 ⑤ 照明器具 ⑥ 熱源 ⑦ 移送用具（担架、ストレッチャー等）</p>	はい・いいえ	川越市地域防災計画 H27.3（震災対策編） 第1章第3節第4の3													
<p>(1) 利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。</p> <p>○ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>○ 受水槽の有効容量が10m³を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。</p> <p>○ 簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けたものかどうか確認してください。なお、簡易専用水道の法定点検・清掃の頻度は1年以内ごとに1回です。</p> <p>○ 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難しい場合でも、最低でも1週間に1回以上完全に換えるとともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めてください。（「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号））</p> <p>○ 少なくとも1年に1回以上水質検査を行い（毎日完全換水しない場合（連日使用型）は1年に2回以上、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上）、レジオネラ属菌に汚染されているか否かを確認する必要があります。</p>	はい・いいえ	平25規則26第158条 （準用第72条第1項） 平18厚労令171第213条 （準用第90条第1項）													

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等																							
	<p>昨年度実施した浴槽水の水质検査実施状況を記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="400 280 1380 450"> <thead> <tr> <th></th> <th>換水頻度</th> <th>数</th> <th>循環式※（必要回数）</th> <th>非循環式（必要回数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集団浴</td> <td>連日使用型：</td> <td>基</td> <td>(2回以上)</td> <td>(1回以上)</td> </tr> <tr> <td>毎日換水型：</td> <td>基</td> <td>(1回以上)</td> <td>(1回以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械浴 個浴</td> <td>連日使用型：</td> <td>基</td> <td>(2回以上)</td> <td>かけ流しなら不要</td> </tr> <tr> <td>毎日換水型：</td> <td>基</td> <td>(1回以上)</td> <td>(不要)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 循環式浴槽には、追い炊き機能も含まれます。</p> <p>(2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 共同生活援助事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること 三 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 <p>準用（基準解釈通知第4の3の(20)）</p> <p>② 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定共同生活援助事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。また、指定共同生活援助事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>平常時の対策としては、指定共同生活援助事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における指定共同生活援助事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p>		換水頻度	数	循環式※（必要回数）	非循環式（必要回数）	集団浴	連日使用型：	基	(2回以上)	(1回以上)	毎日換水型：	基	(1回以上)	(1回以上)	機械浴 個浴	連日使用型：	基	(2回以上)	かけ流しなら不要	毎日換水型：	基	(1回以上)	(不要)	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第22条の2） 平18厚労令171第213条（準用第90条第2項）
	換水頻度	数	循環式※（必要回数）	非循環式（必要回数）																						
集団浴	連日使用型：	基	(2回以上)	(1回以上)																						
	毎日換水型：	基	(1回以上)	(1回以上)																						
機械浴 個浴	連日使用型：	基	(2回以上)	かけ流しなら不要																						
	毎日換水型：	基	(1回以上)	(不要)																						

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>35 協力医療機関等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。</p> <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該共同生活援助事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとしします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、共同生活援助事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定共同生活援助事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定共同生活援助事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとしします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p>(3) <u>感染症の予防及び及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。</u></p> <p>○ <u>新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものです。</u></p> <p>○ <u>取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。</u></p> <p>(4) <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。</u></p> <p>○ <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものです。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第64条の2第1項 平18厚労令171第212条の4第1項</p> <p>平24条例38第64条の2第2項 平18厚労令171第212条の4第2項</p> <p>平24条例38第64条の2第3項 平18厚労令171第212条の4第3項</p> <p>基準解釈通知第15・3(12)②</p> <p>平24条例38第64条の2第4項 平18厚労令171第212条の4第4項</p> <p>基準解釈通知第15・3(12)③</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等						
36 掲示 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">共通</div>	<p>○ <u>協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられますが、当該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから、取り決めまで行うことが望ましいです。</u></p> <p>(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>参照 (平11老企25第3・1・3(25))</p> <p>① 事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定共同生活援助事業所の見やすい場所に掲示することを規定したのですが、次に掲げる点に留意する必要があります。</p> <p>ア 指定共同生活援助事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>② 重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定共同生活援助事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものです。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条（準用第74条） 平18厚労令171第213条（準用第92条）</p>						
37 秘密保持等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">共通</div>	<p>(1) 従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>(2) 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p>○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>○ 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p> <p>(4) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」（以下「ガイダンス」）に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">安全管理措置</td> <td style="padding: 5px;">規程の整備（規程の名称： () 組織体制の整備 研修の実施 その他 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第三者提供に係る記録の方法</td> <td style="padding: 5px;">その都度記録を作成 一括して記録を作成 その他 ()</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">苦情対応窓口の有無</td> <td style="padding: 5px;">有（部署名：) 無</td> </tr> </table> <p>○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p>	安全管理措置	規程の整備（規程の名称： () 組織体制の整備 研修の実施 その他 ()	第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成 一括して記録を作成 その他 ()	苦情対応窓口の有無	有（部署名：) 無	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第65条（準用第9条） 平18厚労令171第213条（準用第36条）</p> <p>準用（平11老企25第3・1・3(27)②）</p> <p>平24条例38第65条（準用第9条） 平18厚労令171第213条（準用第36条）</p> <p>準用（平11老企25第3・1・3(27)③）</p> <p>個人情報保護法</p> <p>福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン</p>
安全管理措置	規程の整備（規程の名称： () 組織体制の整備 研修の実施 その他 ()								
第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成 一括して記録を作成 その他 ()								
苦情対応窓口の有無	有（部署名：) 無								

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く）</p> <p>② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること</p> <p>③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つよう努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ 4（2）」を参照）</p> <p>④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年）</p> <p>⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること</p> <p>⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>○ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。</p> <p>○ 用語の定義 ・個人情報…生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報</p> <p>○ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>		
<p>38 情報の提供</p> <p style="text-align: center;">共通</p>	<p>(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。</p> <p>(2) 当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条（準用第30条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第37条第1項）</p> <p>平25規則26第158条（準用第30条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第37条第2項）</p>
<p>39 利益供与等の禁止</p> <p style="text-align: center;">共通</p>	<p>(1) 相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p>(2) 相談支援事業者など他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条（準用第31条第1項） 平18厚労令171第213条（準用第38条第1項）</p> <p>平25規則26第158条（準用第31条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第38条第2項）</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等												
<p>40 苦情処理</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>(1) サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情受付担当者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>○ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。(44記録の整備参照)</p> <p>(3) 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>(4) 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(3)又は(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p>(6) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんのできる限り協力していますか。</p>		職	氏名	苦情受付担当者			苦情解決責任者			第三者委員			<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条(準用第32条第1項)平18厚労令171第213条(準用第39条第1項)</p> <p>準用(基準解釈通知第3・3(29)①)</p> <p>平25規則26第158条(準用第32条第2項)平18厚労令171第213条(準用第39条第2項)</p> <p>準用(基準解釈通知第3・3(29)②)</p> <p>平25規則26第158条(準用第32条第3項)平18厚労令171第213条(準用第39条第3項)</p> <p>平25規則26第158条(準用第32条第5項)平18厚労令171第213条(準用第39条第5項)</p> <p>平25規則26第158条(準用第32条第6項)平18厚労令171第213条(準用第39条第6項)</p> <p>平25規則26第158条(準用第32条第7項)平18厚労令171第213条(準用第39条第7項)</p>
	職	氏名													
苦情受付担当者															
苦情解決責任者															
第三者委員															
<p>41 事故発生時の対応</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。</p> <p>○ 事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第65条(準用第10条第1項)</p> <p>平18厚労令171第213条(準用第40条第1項)準用(基準解釈通知第3・3(30)①)</p>												

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
42 身体拘束等の禁止 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</div>	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第10条第2項） 平18厚労令171第213条（準用第40条第2項）
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第10条第3項） 平18厚労令171第213条（準用第40条第3項）
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ○ 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。	はい・いいえ	準用（基準解釈通知第3・3(30)③）
	(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。 ○ 身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。 ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 (2) やむを得ず行う身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 ○ やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。また、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。 なお、身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。（「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）、「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）を参照してください。	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第8条の4第1項） 平18厚労令171第213条（準用第35条の2第1項）
(3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 参照 （基準解釈通知第3・3(26)） ① 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第8条の4第3項） 平18厚労令171第213条（準用第35条の2第3項）	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>② 「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成します。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておく必要があります。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能なため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えありません。</p> <p>共同生活援助事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。 <p>③ 共同生活援助事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>④ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定共同生活援助事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。</p>		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>43 虐待の防止</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定共同生活援助事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。</p> <p>事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 二 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>参照（基準解釈通知第3・3(31)）</p> <p>① 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとします。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業員に周知徹底することが必要です。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。</p> <p>共同生活援助事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意する必要があります。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 	はい・いいえ	平24条例38第65条（準用第10条の2） 平18厚労令171第213条（準用第40条の2）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>② 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ ②の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容について記録することが必要です。 なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。</p> <p>④ ③の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。 なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3（3）の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。</p>		
<p>44 地域との連携等 令和7年3月31日まで 努力義務</p> <p>共通</p> <p>共通</p> <p>共通</p> <p>共通</p>	<p>(1) サービスの提供に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</u></p> <p>(2) サービスの提供に当たっては、<u>利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</u></p> <p>(3) <u>地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けていますか。</u></p> <p>(4) <u>指定共同生活援助事業者は、(2)の報告及び要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平24条例38第63条の2、第65条の7 平18厚労令171第210条の7、213条の10</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
共通	(5) <u>(2)～(4)の規定は事業者がその提供するサービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの(5)に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しません。</u>		
日中	(6) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(協議会等)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び(2)に掲げる報告、要望、助言等の内容又は(5)に掲げる評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</u>	はい・いいえ	
日中	<p>(7) <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(6)に掲げる協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備していますか。</u></p> <p>○ <u>(1)は、指定共同生活援助の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定共同生活援助事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものです。</u></p> <p>○ <u>地域連携推進会議は、指定共同生活援助事業所が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置し、おおむね年1回以上開催しなければなりません。この地域連携推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものですが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守してください。</u></p> <p>○ <u>地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員(以下「地域連携推進員」という。)が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居(サテライト型住居を含む。)を設置している場合は、全ての住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要であることから、住居ごとにおおむね年1回以上、地域連携推進員が見学する機会を設定しなければなりません。なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはなりません。</u></p> <p>○ <u>地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</u></p> <p>○ <u>地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況(実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果)を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければなりません。</u></p> <p>○ <u>日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議(以下「協議会等」という。)に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及び上記の地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものです。</u></p> <p>○ <u>なお、市長が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、規則第34条の19第1項第18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を市長に提出するものとします。また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第213条の11において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとします。</u></p> <p>○ <u>「地域連携推進会議の手引き」を参考にしてください。</u></p>	はい・いいえ	基準解釈通知第15・3(5)、第15・4(3)④

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
○ <u>地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされています。</u>			
<p>45 会計の区分 共通</p> <p>46 記録の整備 共通</p>	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、共同生活援助を提供した日から5年間保存していますか。</p> <p>① (準用) 条例第8条の4第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>② (準用) 条例第10条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>③ (準用) 規則第44条第1項に規定する共同生活援助計画</p> <p>④ (準用) 規則第39条第1項に規定するサービス提供の記録</p> <p>⑤ (準用) 規則第70条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑥ (準用) 規則第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 利用者から徴収した食材料費にかかる記録</p> <p>○ 事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があります。なお、共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に関する諸記録のうち、少なくとも上記①～⑥に掲げる記録については、当該共同生活援助を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものです。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平25規則26第158条 (準用第33条) 平18厚労令171第213条 (準用第41条)</p> <p>平25規則26第158条 (準用第60条第1項) 平18厚労令171 第213条(準用第75条第1項)</p> <p>平25規則26第158条 (準用第60条第2項) 平18厚労令171 第213条(準用第75条第2項)</p> <p>基準解釈通知第15・3(13)</p> <p>準用(基準解釈通知第3・3(33))</p>
第3 その他			
<p>1 変更の届出等</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長(市福祉部障害者福祉課)に届け出ていますか。</p> <p>① 事業所の名称及び所在地</p> <p>② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>④ 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要</p> <p>⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)</p> <p>⑧ 指定障害福祉サービス基準212条の2の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要</p> <p>⑨ 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>○ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(市福祉部障害者福祉課)に届け出てください。</p> <p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>法第46条第1項</p> <p>法第51条の2 第1項、第2項</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等												
	<p>① 事業所が1の指定都市（中核市）の区域に所在する事業者…市</p> <p>② 事業所等が2都道府県以上にある事業者及び発達支援医療機関の設置者…厚生労働大臣</p> <p>③ ①②以外の事業者・・・埼玉県知事</p> <table border="1" data-bbox="400 416 1034 483"> <tr> <td>届出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>届出先</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>イ 事業所数20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>ウ 事業所数100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 <p>(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。</p> <p>(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>○ 行っている具体的な取組（例）に○をご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="400 1227 1086 1361"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>介護給付費の請求等のチェックを実施</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部通報、事故報告に対応している</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他</td> </tr> </table> <p>(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	届出年月日		届出先		<input type="checkbox"/>	介護給付費の請求等のチェックを実施	<input type="checkbox"/>	内部通報、事故報告に対応している	<input type="checkbox"/>	業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している	<input type="checkbox"/>	その他	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>施行規則 第34条の27、28</p>
届出年月日															
届出先															
<input type="checkbox"/>	介護給付費の請求等のチェックを実施														
<input type="checkbox"/>	内部通報、事故報告に対応している														
<input type="checkbox"/>	業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している														
<input type="checkbox"/>	その他														

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第3-1 訓練等給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	<p>(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表 第15共同生活援助」により算定していますか。</p> <p>(2) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。</p> <p>(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平18厚労告523第1号</p> <p>平18厚労告523第1号</p> <p>平18厚労告523第2号</p>
第3-2 介護サービス包括型、日中サービス支援型及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費			
<p>1 共同生活援助サービス費（介護サービス包括型）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護</p>	<p>(1) <u>共同生活援助サービス費（介護サービス包括型）事業所におけるサービス費については、障害者に対し事業所においてサービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>共同生活援助サービス費（Ⅰ）… 世話人6：1</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>共同生活援助サービス費（Ⅱ）… 体験利用</u> <u>一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り算定できます。</u></p> <p>(2) <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例</u> <u>令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合にあっては、サービス費(Ⅰ)にかかわらず、障害支援区分に応じ、所定単位数を算定していますか。</u> <u>ただし、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合には、所定単位数の100分95に相当する単位数を算定していますか。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>【基準附則第18条の2】</u></p> <p style="margin-left: 40px;">第1項 <u>重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分4、区分5又は区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合</u></p> <p style="margin-left: 40px;">第2項 <u>区分4、区分5又は区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合</u></p> <p style="margin-left: 60px;">一 <u>当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</u></p> <p style="margin-left: 60px;">二 <u>当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること</u></p> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>本規定に該当する者に対し、共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第15の1の注2に定める単位数を算定する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>なお、居宅介護又は重度訪問介護の利用における所要時間が8時間以上である場合には、当該単位数の100分95に相当する単位数を算定するが、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">○ <u>また、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等に係る個別支援計画及び提供実績を確認することとする</u></p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15・1注1、注3</p> <p>平18厚労告523別表第15・1注2</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)①(二)ア</p>
<p>2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日中</p>	<p>(1) <u>日中サービス支援型共同生活援助事業所におけるサービス費については、障害者に対し事業所においてサービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。</u></p> <p>○ <u>日中サービス支援型共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものです。</u></p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15・1の2注1、注5</p> <p>報酬留意事項通知第2の3(8)②(一)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p><u>イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ） … 世話人5：1</u> 世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た事業所</p> <p><u>ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ） … 体験利用</u> 一時的に体験的な日中サービス支援型共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り算定できます。</p> <p>(2) <u>日中を共同生活住居以外で過ごす場合</u> 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>○ <u>障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助を提供した場合には、報酬告示第15の1の2の注2に掲げる単位数を算定します。</u></p> <p>(3) <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）</u> 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 ただし、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合には、所定単位数の100分95に相当する単位数を算定していますか。 <u>【基準附則第18条の2】</u> <u>「共同生活援助サービス費（介護サービス包括型）」参照</u></p> <p>(4) <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）・日中を当該共同生活住居以外で過ごす者</u> 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 ただし、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合には、所定単位数の100分95に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>(5) <u>体験利用で日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合</u> 一時的に体験的な日中サービス支援型共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>○ <u>障害支援区分3以上の利用者が、日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、サービスを提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、サービスを提供した場合には、報酬告示第15の1の2の注6に掲げる単位数を算定します。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15・1の2注2</p> <p>報酬留意事項通知第2の3(8)②(二)ア</p> <p>平18厚労告523別表第15・1の2注3</p> <p>平18厚労告523別表第15・1の2注4</p> <p>平18厚労告523別表第15・1の2注6</p> <p>報酬留意事項通知第2の3(8)②(二)イ</p>
<p>3 外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">外部</p>	<p>(1) <u>外部サービス利用型共同生活援助事業所における外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、次の区分により、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。</u></p> <p><u>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ） … 世話人6：1</u> 世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た事業所</p> <p><u>ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ） … 世話人10：1</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15・1の2の2注1～注3</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>サービス費(I)に定める以外の事業所(平成26年4月1日に現に存する事業所で、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上配置されているものに限る。)</p> <p>△ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) … 体験利用</p> <p>一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り算定します。</p>		
<p>4 共通事項減算等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>(1) 人員欠如減算</p> <p>従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合(配置すべき員数を下回っている場合)に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定(減算)していますか。</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める基準及び割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと 100分の70 ・世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が3月以上継続している場合は100分の50 ・サービス管理責任者の員数を満たしていない状態が5月以上継続している場合は100分の50 <p>ア サービス提供職員欠如減算</p> <p>○減算の具体的取扱い</p> <p>配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算</p> <p>ア 1割を超えて欠如した場合 → その翌月から算定</p> <p>イ 1割の範囲内で欠如した場合 → その翌々月から算定</p> <p>○日中サービス支援型共同生活援助事業所における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員においては、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算</p> <p>ア 員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>イ 員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>イ サービス管理責任者欠如減算</p> <p>○減算の具体的取扱い</p> <p>配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算</p> <p>ア 1割を超えて欠如した場合 → その翌月から算定</p> <p>イ 1割の範囲内で欠如した場合 → その翌々月から算定</p> <p>(2) 個別支援計画未作成減算</p> <p>サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定(減算)していますか。</p> <p>(一) 個別支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70</p> <p>(二) 個別支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>○次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する利用者につき減算</p> <p>(一) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと</p> <p>(二) 指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務(計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付)が適切に行われていないこと</p> <p>(3) 大規模住居等減算</p> <p>共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算していますか。</p> <p>ア 介護サービス包括型</p> <p>(ア) 入居定員が8人以上である場合 100分の95</p> <p>(イ) 入居定員が21人以上である場合 100分の93</p> <p>(ウ) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1注4(1)、第15の1の2注7(1)、第15の1の2の2注4(1)</p> <p>参照(平18厚労告550第10、第10の2、第11)</p> <p>留意事項通知第2の1(8)④(一)</p> <p>留意事項通知第2の1(8)④(二)</p> <p>留意事項通知第2の1(8)④(一)</p> <p>平18厚労告523別表第15の1注4(2)、第15の1の2注7(2)、第15の1の2の2注4(2)</p> <p>留意事項通知第2の1(10)④</p> <p>平18厚労告523別表第15の1注4(3)～(5)、第15の1の2注7(3)(4)、第15の1の2の2注4(3)(4)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>イ 日中サービス支援型 (ア) 入居定員が21人以上である場合 100分の93 (イ) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95</p> <p>ウ 外部サービス利用型 (ア) 入居定員が8人以上である場合 100分の90 (イ) 入居定員が21人以上である場合 100分の87</p> <p>(4) 情報公表対象サービス等情報に係る報告未実施減算 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合に、100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>○当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。</p> <p>(5) 業務継続計画未作成減算 省令第33条の2第1項に規定する基準（業務継続計画の策定）を満たしていない場合に、100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。「28業務継続計画」参照</p> <p>※令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的な計画を策定している場合は、この限りではありません。</p> <p>○当該減算については、業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。</p> <p>(6) 身体拘束廃止未実施減算 省令第35条の2第2項、第3項に規定する基準（身体拘束等の禁止）を満たしていない場合に、100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。「42身体拘束等の禁止」参照</p> <p>(7) 虐待防止に関する取組未実施減算 省令第40条の2に規定する基準（虐待の防止）を満たしていない場合に、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。「43虐待の防止」参照</p> <p>(8) 他のサービスとの算定関係 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（介護 日中 特例により居宅介護及び重度訪問介護を受けている間を除く。）は、サービス費を算定していませんか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1注5、第15の1の2注8、第15の1の2の2注5 留意事項通知第2の1(12)③</p> <p>平18厚労告523別表第15の1注6、第15の1の2注9、第15の1の2の2注6 留意事項通知第2の1(13)③</p> <p>平18厚労告523別表第15の1注7、第15の1の2注10、第15の1の2の2注7</p> <p>平18厚労告523別表第15の1注8、第15の1の2注11、第15の1の2の2注8</p> <p>平18厚労告523別表第15の1注9、第15の1の2注12、第15の1の2の2注9</p>
<p>5 退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費</p> <p>介護・外部</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所の従業者が、当該事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問してサービスを行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算していますか。3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>次のいずれにも該当する事業所であること。</p> <p>(1) 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定サービス基準第58条の規定に基づき、個別支援計画の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。</p> <p>(2) 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供として、おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の2の3、第15の1の2の4</p> <p>平18厚労告551第16号イ、第18号イ</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>○ 「<u>居室における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供</u>とは、<u>具体的には次のとおりであること。なお、当該加算の算定に当たっては、原則として、おおむね週に1回以上の支援を行うものであるが、月の途中から利用を開始する場合やサービスの終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、訪問又は同行支援による本人への対面による支援を1月に2日以上行った場合に算定できるものとする。</u></p> <p><u>ア 利用者の居室への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握</u></p> <p><u>イ 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）</u></p> <p><u>ウ 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p><u>エ 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携</u></p>		報酬留意事項通知第2・3(8)④
<p>6 受託居宅介護サービス費</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">外部</p>	<p>(1) 外部サービス利用型共同生活援助の利用者（障害支援区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。</p> <p>○ 受託居宅介護サービスの対象者については、外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者のうち区分2以上に該当する障害者となります。</p> <p>(2) 受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われていますか。</p> <p>○ 受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援については、受託居宅介護サービス費を算定できません。</p> <p>(3) 市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成していますか。</p> <p>○ 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮してください。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴う若干の身体介護を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助を算定していませんか。</p> <p>(5) 当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行っていますか。</p> <p>○ 外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があります。</p> <p>(6) 1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けていますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の3</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑥</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>○ 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっていますが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものです。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではありません。</p> <p>(7) 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定していますか。</p> <p>(8) 1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行う場合、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定していますか。</p> <p>○ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本ですが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えありません。</p> <p>○ 利用者1人当たりの所要時間が(9)の要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできません。</p> <p>(9) 「所要時間15分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上となっていますか。</p> <p>○ 所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含みません。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	
<p>7 人員配置体制加算</p> <p>介護</p> <p>介護</p> <p>介護</p> <p>介護</p> <p>日中</p>	<p><u>事業所において、厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出たサービスの単位において、サービスの提供を行った場合に、利用者に対して、1日につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>(1) <u>人員配置体制加算（Ⅰ）</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。</p> <p>(2) <u>人員配置体制加算（Ⅱ）</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。</p> <p>(3) <u>人員配置体制加算（Ⅲ）</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。</p> <p>(4) <u>人員配置体制加算（Ⅳ）</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。</p> <p>(5) <u>人員配置体制加算（Ⅴ）</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし (加算の種類)</p> <p>I・II・III・ IV・V・VI・ VII・VIII・IX・ X・XI・XII・X III・XIV</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の3の2注1～ 14</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
目 中	(6) 人員配置体制加算 (VI) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。		
目 中	(7) 人員配置体制加算 (VII) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、日中を共同生活援助住居以外の場所で過ごす利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。		
目 中	(8) 人員配置体制加算 (VIII) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、日中を共同生活援助住居以外の場所で過ごす利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。		
目 中	(9) 人員配置体制加算 (IX) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
目 中	(10) 人員配置体制加算 (X) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
目 中	(11) 人員配置体制加算 (XI) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活援助住居以外の場所で過ごすものに対し、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
目 中	(12) 人員配置体制加算 (XII) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活援助住居以外の場所で過ごすものに対し、サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
外 部	(13) 人員配置体制加算 (XIII) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。		
外 部	(14) 人員配置体制加算 (XIV) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。		
共 通	<p>○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>(1) 人員配置体制加算 (I)・(III)を算定すべき場合の施設基準 特定従業者数換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を40時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する方法）で算出した配置すべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除した数以上の世話人及び生活支援員が配置されていること。</p>		平18厚労告551第16号 口(1)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(2) <u>人員配置体制加算(II)・(IV)を算定すべき場合の施設基準</u> <u>特定従業者数換算方法で算出した配置すべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除した数以上の世話人及び生活支援員が配置されていること。</u></p> <p>(3) <u>人員配置体制加算(V)・(VII)・(IX)・(XI)を算定すべき場合の施設基準</u> <u>特定従業者数換算方法で算出した配置すべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を7.5で除した数以上の世話人及び生活支援員が配置されていること。</u></p> <p>(4) <u>人員配置体制加算(VI)・(VIII)・(X)・(XII)を算定すべき場合の施設基準</u> <u>特定従業者数換算方法で算出した配置すべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を20で除した数以上の世話人及び生活支援員が配置されていること。</u></p> <p>(5) <u>人員配置体制加算(XIII)を算定すべき場合の施設基準</u> <u>特定従業者数換算方法で算出した配置すべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を12で除した数以上の世話人及び生活支援員が配置されていること。</u></p> <p>(5) <u>人員配置体制加算(XIV)を算定すべき場合の施設基準</u> <u>特定従業者数換算方法で算出した配置すべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除した数以上の世話人及び生活支援員が配置されていること。</u></p>		<p>平18厚労告551第16号ロ(2)</p> <p>平18厚労告551第17号イ(1)</p> <p>平18厚労告551第17号イ(2)</p> <p>平18厚労告551第18号ロ(1)</p> <p>平18厚労告551第18号ロ(2)</p>
<p>8 福祉専門職員配置等加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(I) 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(II) 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(III) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>① 世話人又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>○ ②の3年以上従事とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の障害福祉サービス事業等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとします。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の4注1</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の4注2</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の4注3</p> <p>準用(報酬留意事項通知第2・2(5)④)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>9 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">共通</p>	<p>○ (1)～(3)は、同時には算定できません。</p> <p><u>事業所において、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に定める人員配置に加え、配置しているものとして市長に届け出たサービスの単位において、サービスの提供を行った場合に、利用者に対して、1日につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>(1) <u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）</u></p> <p><u>視覚障害者等である共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該共同生活援助の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。</u></p> <p>(2) <u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>視覚障害者等である共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>(加算の種類)</p> <p>I・II</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の4の2注</p>
	<p>○ 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」については、具体的には次の①から③までのいずれかに該当する者です。</p> <p>① 視覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>② 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>③ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p> <p>○ 重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えます。この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はありません。</p> <p>○ 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」については、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者です。</p> <p>ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者</p> <p>イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者</p>		<p>準用（報酬留意事項通知第2・2(9)⑦・報酬留意事項通知第2・2(6)⑥(一)・(三))</p>
<p>10 看護職員配置加算</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">共通</p>	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上である必要があります。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の4の3注1</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑩</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>○ 当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者に対する日常的な健康管理 ② 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ③ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援 ④ 看護職員による常時の連絡体制の確保 ⑤ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意 <p>○ 当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、医療連携体制加算（医療連携体制加算（VI）を除く。）の算定対象とはなりません。</p>		
<p>11 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">共通</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ <u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p>脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。</p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u></p> <p><u>法第78条第3項に規定する地域生活事業として行われる研修（高次脳機能障害者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして市長が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定基準で定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。その旨を公表していること。</u></p> <p>○ <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>ア <u>研修の要件</u></p> <p>地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害者支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準じるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同様の内容のものであること。</p> <p>イ <u>高次脳機能障害者の確認方法について</u></p> <p>加算の算定対象となる高次脳機能障害者については、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害者の診断の記載があることを確認する方法によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (7) 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書 (イ) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書 (ウ) その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること） <p>ウ <u>届出等</u></p> <p>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を市長へ届け出る必要があること。</p> <p>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の4の4</p> <p>平18厚労告543第40号</p> <p>平18厚労告551第16～18号</p> <p>準用（留意事項通知第2-2(6)(7)）</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>12 <u>ピアサポート実 施加算</u></p> <p><u>介護・外部</u></p>	<p><u>次のいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、法 第4条第1項に規定する障害者または障害者であったと市長が認める者で ある従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その 経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を 受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>(1) <u>自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していること。</u></p> <p>(2) <u>障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部 サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上 （うち少なくとも1名は障害者または障害者であったと市長が認め る者）配置していること。</u></p> <p>(3) <u>(2)により配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事 業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対 し、障害者に対する研修が年1回以上行われていること。</u></p> <p>※ <u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」につ いては、次の書類又は確認方法により確認するものとします。</u></p> <p>ア <u>身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p>イ <u>知的障害者</u> <u>(7) 知的障害者</u> <u>(4) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的 障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p>ウ <u>精神障害者</u> <u>次のいずれかの証書類により確認する。これらに限定される ものではない。</u></p> <p><u>(7) 精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p><u>(4) 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又 は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金 などの年金証書等）</u></p> <p><u>(9) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている 又は受けていたことを証明する書類</u></p> <p><u>(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）</u></p> <p><u>(オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病 分類ICD10コードを記載するなど精神障害者であること が確認できる内容であること）等</u></p> <p>エ <u>難病等対象者</u> <u>医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病 に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下 通知等</u></p> <p>オ <u>其他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p>※ <u>配置する従業者の職種等</u></p> <p>ア <u>障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する 職種を想定しており、サービス管理責任者、看護職員、理学 療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員のほか、い わゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに身体機能 又は生活能力の向上のために必要な訓練等に参加する者も含 まれます。</u></p> <p>イ <u>当該事業所の従業者については、支援現場で直接利用者と接 する職種である必要はありませんが、ピアサポーターの活用 について十分に理解しており、当該事業所におけるピアサ ポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者でなければな りません。</u></p> <p>ウ <u>いずれの者の場合も、当該事業所と雇用契約関係（雇用形態 は問わない）になければなりません。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第 15の1の4の5</p> <p>準用（報酬留意事項通 知第2・3(1)③）</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>※ <u>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定してください。</u></p> <p>※ <u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を市長へ届け出る必要があります。</u> <u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合には、提出しなければなりません。</u></p>		
<p>13 退居後ピアサポート実施加算</p> <p>介護・外部</p>	<p>次のいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、<u>法第4条第1項に規定する障害者または障害者であったと市長が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>(1) <u>退居後共同生活援助サービス費又は退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。</u></p> <p>(2) <u>障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上（うち少なくとも1名は障害者または障害者であったと市長が認める者）配置していること。</u></p> <p>(3) <u>(2)により配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する研修が年1回以上行われていること。</u></p> <p>※ <u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、ピアサポート実施加算と同様です。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の4の6</p> <p>準用(報酬留意事項通知第2・3(1)(3))</p>
<p>14 夜間支援等体制加算</p> <p>共通</p>	<p>(1) 夜間支援等体制加算(I)</p> <p>夜間を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(2) (1)夜間支援等体制加算(I)を算定する場合、夜間支援従事者の配置は次のとおりとなっていますか。 (夜間支援等体制加算(II)を算定する場合も同様です。) 報酬留意事項通知 第2の3(8)⑭(一) ア 夜間支援従事者の配置 (ア) 夜間支援従事者が、夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置されていること。 (イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居の利用者に夜間支援を行っている場合は、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に迅速に対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)を確保していること。 (ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、複数の共同生活住居(5か所までに限る)における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とすること。</p> <p>○ 夜間支援従事者が自宅にあって夜間支援を行う場合については、この加算の対象としません。</p> <p>(3) 夜間支援体制加算(I)を算定する場合、夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態は次のとおりとなっていますか。 報酬留意事項通知 第2の3(8)⑭(一) イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の5の注1</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑭(一)ア</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑭(一)イ</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問わないものであること。また、夜間支援従事者は、世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに（外部サービス利用型）共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、その住居形態、利用者の意向・状態像を勘案して、サテライト型住居ごとにその巡回の必要性を判断してよい。</p> <p>(4) 夜間支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合、加算の方法は次のとおりとなっていますか。</p> <p>○ 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定します。この場合の利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第2位以下を切り上げるものとします。1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする(小数点第1位四捨五入)。 なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う利用者については、加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定できません。</p> <p>(5) 夜間支援等体制加算(Ⅱ)</p> <p>宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については算定できません。</p> <p>報酬留意事項通知 第2の3(8)⑭(二)</p> <p>○ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な支援等を提供できる体制を確保し、次の要件を満たしている場合</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 加算(Ⅰ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤・非常勤を問わない。また、夜間支援を委託されたものでも差し支えない。 なお、障害者支援施設や病院等の夜勤・宿直業務と兼務の場合には、この加算の対象とはならない。 ただし、事業所が短期入所（併設又は空床利用）を設置する場合は、当該短期入所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。</p> <p>(イ) 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の取受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>(エ) 1人の従事者が複数の共同生活住居の支援を行う場合は、少なくとも一晩に1回以上は各住居を巡回する必要がある。ただし、サテライト型住居は、住居の形態や利用者の意向、状態像等を勘案して、住居ごとに巡回の必要性を判断して差し支えない。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑭(一)ウ</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の5の注2</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第2位以下を切り上げるものとする。 なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う利用者については、加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定できない。</p> <p>(6) 夜間支援等体制加算(Ⅲ) 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして市長が認めた事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定対象となる利用者については算定できません。</p> <p>報酬留意事項通知 第2の3(8)⑭(二)</p> <p>○ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な支援等を提供できる体制を確保し、次の要件を満たしている場合</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるもの。 なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。</p> <p>(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>(イ) 事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 ただし、障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法 常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。 なお、この共同生活住居に入居している利用者は、加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定できない。</p> <p>(7) 夜間支援等体制加算(Ⅳ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているときに算定していますか。</p> <p>報酬留意事項通知 第2・3(8)⑭(四)</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。 なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の5の注3</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑭(四)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間おける支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。 なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。 ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。 なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>○ 報酬留意事項通知 第2の1の(五) 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>(8) 夜間支援等体制加算(Ⅴ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしているときに算定していますか。</p> <p>報酬留意事項通知 第2・3(8)⑭(五)</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑭(五)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が一人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があります。</p> <p>夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合限り当該加算を算定できます。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は対象となりません。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(イ) (四)のアの(イ)の規定を準用する。</p> <p>(ウ) (四)のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p> <p>(9) 夜間支援等体制加算(Ⅵ)</p> <p>夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた場合において、サービスを行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、夜間支援等体制加算(Ⅳ)又は夜間支援等体制加算(Ⅴ)の算定対象となる利用者については、加算できません。</p> <p>報酬留意事項通知 第2・3(8)⑭(六)</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) (四)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) (四)のイの(ア)の規定を準用する。</p> <p>(イ) (四)のイの(イ)の規定を準用する。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p>	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・3(8)⑭(六)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
15 夜勤職員加配加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">日中</div>	指定障害福祉サービス基準に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じです。 ○ 常勤、非常勤は問いません。 ○ 当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えありません。 	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第15の1の5の2の注 報酬留意事項通知第2・3(8)⑮
16 重度障害者支援加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">介護・日中</div>	(1) 重度障害者支援加算(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、 <u>報酬告示別表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者</u> (基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対してサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びに<u>子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u> <ul style="list-style-type: none"> ①から③までのいずれにも該当する事業所であること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員が配置されていること。 ② 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第2号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第4条に規定する第2号研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シートを作成すること。 ③ 指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第3号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に規定する第3号研修をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。 ○ <u>報酬告示別表第8の1の注1に規定する利用者第8の1 重度障害者等包括支援サービス費注1 区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)(2)のいずれかに該当する利用者</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>重度訪問介護の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者で、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のいずれかに該当するもの。</u> <u>ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</u> <u>イ 最重度の知的障害のある者</u> (2) <u>障害支援区分認定調査項目の行動関連項目の合計点数が10点以上である者</u> ○ 上記①の生活支援員は、常勤換算方法で、基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものです。 ○ 上記②及び③におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めることとします。 ○ 基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者(障害支援区分4～6に該当し、当該事業所以外の者による行動援護又は重度訪問介護を利用している利用者)及び外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者については、この加算は算定できません。 	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第15の1の6の注1 平18厚労告551第16、17号 報酬留意事項通知第2・3(8)⑯(一)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p><u>重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている事業所であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対しサービスを行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算していますか。</u></p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u></p> <p><u>別に厚生労働大臣が定める者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が支援計画シートを作成すること。</u></p> <p>○ <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者</u></p> <p><u>中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</u></p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u></p> <p><u>区分命令第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が18点以上である障害者又はこれに準ずる者</u></p> <p><u>当該加算を算定した日から起算して180日以内の期間について、更に単位を加算していますか。</u></p> <p>(2) <u>重度障害者支援加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助事業所又は日中サービス支援型共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、報酬告示別表第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対してサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。ただし、（Ⅰ）の対象者には算定できません。</u></p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u></p> <p>①から③までのいずれにも該当する事業所であること。</p> <p>① <u>基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員が配置されていること。</u></p> <p>② <u>指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）又は第2号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に規定する第2号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シートを作成すること。</u></p> <p>③ <u>指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）又は第3号研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に規定する第3号研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が100分の20以上であること。</u></p> <p>○ <u>報酬告示別表第8の1の注1の(2)に規定する利用者</u> <u>(2) 障害支援区分認定調査項目の行動関連項目の合計点数が10点以上である者</u></p> <p>○ <u>上記①の生活支援員は、常勤換算方法で、基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものです。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の6の注2</p> <p>平18厚労告551第16、17号</p> <p>平成18年厚生労働省告示第548号第15号</p> <p>平18厚労告556第5号の2</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の6の注5、6</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の6の注3</p> <p>平18厚労告551第16、17号</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑯(二)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p>17 医療的ケア対応支援加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記②及び③におけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めることとします。 ○ 基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者（障害支援区分4～6に該当し、当該事業所以外の者による行動援護又は重度訪問介護を利用している利用者）及び外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者については、この加算は算定できません。 <p style="color: red; text-decoration: underline;">当該加算を算定した日から起算して180日以内の期間について、更に単位を加算していますか。</p> <p>基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。 ○ 看護職員を常勤換算方法で1以上配置している共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。 ○ スコア表項目 (1)人工呼吸器の管理 (2)気管切開の管理 (3)鼻咽喉頭エアウェイの管理 (4)酸素療法 (5)吸引 (6)ネブライザーの管理 (7)経管栄養 (8)中心静脈カテーテルの管理 (9)皮下注射 (10)血糖測定 (11)継続する透析 (12)導尿 (13)排便管理 (14)痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の6の注7,8</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の7の注1</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑩</p>
<p>18 日中支援加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介護・外部</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日中支援加算（Ⅰ） 高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、（外部サービス利用型）共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 ○ 共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができません。 (2) 日中支援加算（Ⅰ）の算定にあたり、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、（外部サービス利用型）共同生活援助計画に位置付けるとともに、基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配していますか。 ○ この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはなりません。 ○ 日中支援従事者は、事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であつて、日中の支援を委託されたものであつても差し支えありません。 ただし、別途報酬等（日中支援加算（Ⅱ）を除く）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できません。 (3) 日中支援加算（Ⅱ） 生活介護等利用者が、心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ○ 指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という）に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u style="color: red;">介護保険サービス、精神科デイ・ケア等</u>を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合について算定するものです。 	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の8の注1</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑩</p> <p>平18厚労告523別表第15の1の7の注2</p> <p>報酬留意事項通知第2・3(8)⑩</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(4) 日中支援加算(Ⅱ)の算定にあたり、当該利用者に対して日中の支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配していますか。</p> <p>○ この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間(人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)には含めてはなりません。</p> <p>○ 日中支援従事者は、指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えありません。 ただし、別途報酬等(日中支援加算(Ⅰ)を除く)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できません。</p>	はい・いいえ ・該当なし	
<p>19 集中的支援加算</p> <p>介護・外部</p>	<p>(1) 集中的支援加算(Ⅰ)</p> <p>別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</p> <p>区分命令(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令)第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目(同令別表第一における認定審査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声、奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である障害者又はこれに準ずる者</p> <p>○ 集中的支援加算(Ⅰ)については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援(以下「集中的支援」という。)を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととします。 なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照してください。</p> <p>ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。</p> <p>イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</p> <p>(7) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び事業所のアセスメントを行うこと。</p> <p>(4) 広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画(以下(6)において「集中的支援実施計画」という。)を作成すること。 なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと</p> <p>(9) 事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること</p> <p>(1) 事業所が、広域的支援人材の訪問(オンライン等の活用を含む。)を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること</p>	はい・いいえ ・該当なし	<p>平18厚労告523別表第15の1の9の注1</p> <p>平18厚労告556第1号の2</p> <p>準用(留意事項通知第2・2(9)(3))</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(4) <u>当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること。</u></p> <p>ウ <u>当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p>エ <u>集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</u></p> <p>オ <u>事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</u></p> <p>(2) <u>集中的支援加算（Ⅱ）</u> <u>別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は事業所等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</u> <u>集中的支援加算（Ⅰ）と同様</u></p> <p>○ <u>集中的支援加算（Ⅱ）については、一定の体制を備えているものとして市長が認めた事業所において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該利用者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととします。</u> <u>なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要があります。</u> <u>また、本加算を算定可能な事業所の要件や手続等については、「状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照してください。</u></p> <p>ア <u>他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。</u></p> <p>イ <u>事業所における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>広域的支援人材の支援を受けながら、(1)のイに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。</u></p> <p>(4) <u>集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。</u></p> <p>ウ <u>当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</u></p> <p>エ <u>集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</u></p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の1の9の注2</p> <p>平18厚労告556第1号の2</p> <p>準用（留意事項通知第2・2(9)③）</p>
<p>20 自立生活支援加算</p> <p>介護・外部</p>	<p>(1) <u>自立生活支援加算（Ⅰ）</u> <u>「居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る）の退居に向けて、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「計画」という）を見直した上で、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅等を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する日から起算して6月以内の期間（当該利用者が退去した場合には、退去した日の属する月までの期間）に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</u></p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の2の注1</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>※当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定しません。</p> <p>○ 自立生活支援加算（Ⅰ）の取扱いについては、以下のとおりとします。</p> <p>ア 対象者</p> <p>介護サービス包括型共同生活援又は外部サービス利用型共同生活援助の利用者のうち、居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれるものであることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該共同生活住居において、引き続き生活支援を受け続けることを希望する者 ・ 事業所等の事情により退居を求める者 ・ 単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できていない状況の者 ・ 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者 <p>イ 算定期間</p> <p>利用者の希望する単身等の生活に係る意向を確認した後に、計画の変更に係る会議を開催し、支援の方針や支援内容等について当該事業所の従業者に確認及び共有したうえで、変更後の計画の原案について利用者に同意を求め、変更後の計画を交付した月から6月間算定できる。</p> <p>ウ 留意事項</p> <p>当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の確保に係る支援 ・ 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する） ・ 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む） <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所であって、自立生活支援加算（Ⅰ）を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>○ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第102号)第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。</p> <p>ロ イに規定する体制を確保している旨を公表していること。</p> <p>自立生活支援加算（Ⅰ）を算定している事業所が、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算していますか。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>準用（留意事項通知第2・3(8)(20)）</p> <p>平18厚労告523別表第15の2の注5</p> <p>平18厚労告第543号第39号の2</p> <p>平18厚労告523別表第15の2の注6</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
<p style="text-align: center;">日中</p>	<p>(2) <u>自立生活支援加算（Ⅱ）</u> <u>居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能と見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算していますか。</u> <u>また、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算していますか。</u> <u>※ 当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合には、算定しません。</u></p> <p>○ <u>自立生活支援加算（Ⅰ）の取扱いについては、以下のとおりとします。</u></p> <p>(一) <u>退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回に限り加算を算定するものです。</u> <u>また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものです。</u></p> <p>(二) <u>本加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</u></p> <p>(三) <u>本加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</u> <u>ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合</u> <u>イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合</u> <u>ウ 死亡退院の場合</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の2の注2</p> <p>参照（留意事項通知第2・2(5)③）</p>
<p style="text-align: center;">介護・外部</p>	<p>(3) <u>自立生活支援加算（Ⅲ）</u> <u>居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、一日につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</u> <u>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。</u></p> <p>(1) <u>利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした指定障害福祉サービス基準第二百二十四条第一項第二号に規定する共同生活住居（以下「移行支援住居」という。）を一以上有すること。</u></p> <p>(2) <u>移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。</u></p> <p>(3) <u>指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第三号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者（以下「移行支援入居者」という。）に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものを一以上（当該指定共同生活援助事業所における移行支援入居者の数の合計が八以上の場合にあっては、一に、移行支援入居者の数が七を超えて七又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上）配置していること。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の2の注3</p> <p>平18厚労告551第16号へ、第18号二</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(4) <u>移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して、指定障害福祉サービス基準第二百三条において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催した上で、利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。</u></p> <p>(5) <u>移行支援入居者に対し、住居の確保その他の退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。</u></p> <p>○ <u>自立生活支援加算（Ⅲ）の取扱いについては、以下のとおりとします。</u></p> <p>ア 対象者</p> <p><u>移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者であることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての意思の表明が十分に確認できていない状況の者</u> ・ <u>他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者</u> <p>イ 移行支援住居</p> <p><u>共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、その定員は2人以上7人以下とする。なお、定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができる。</u></p> <p><u>移行支援住居には、指定障害福祉サービス基準の規定に基づき当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を1人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。</u></p> <p><u>移行支援住居を設けた場合には、利用者の選択に資するため、原則として、インターネット等を活用して公表すべきものであること。</u></p> <p>ウ 算定期間</p> <p><u>移行支援住居入居から3年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であると市町村が認める者については、3年を超えて算定が可能。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準第210条の2第3項の規定に基づき、指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際して、退去後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退去後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。</u></p> <p>エ 留意事項</p> <p><u>当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないものである。</u></p> <p>(7) <u>住居の確保に係る支援</u></p> <p>(イ) <u>生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）</u></p> <p>(ウ) <u>生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p>(エ) <u>協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携</u></p>		<p>準用（留意事項通知第2・3(8)㉓）</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
21 入院時支援特別加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">共通</div>	<p>(1) 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下「病院等」という。)への入院を要した場合に、従業者のうちいずれかの職種の者が、(外部サービス利用型)共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画等」という。)に基づき、当該利用者が入院している病院等を訪問し、当該病院等との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定していますか。</p> <p>① 当該月における入院期間の日数の合計が3日以上7日未満の場合</p> <p>② 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合</p> <p>○ 1月の入院日数の合計数には、入院の初日及び最終日を除きます。</p> <p>○ 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算は算定できません。</p> <p>○ 長期入院時支援特別加算を算定する月については、この加算は算定できません。</p> <p>○ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)、報酬告示第15の1の2の注6に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できません。</p> <p>(2) (1)の①を算定する場合にあつては少なくとも1回以上、②を算定する場合にあつては少なくとも3回以上病院等を訪問していますか。</p> <p>(3) 従業者は、病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の3の注</p> <p>準用(報酬留意事項通知第2・3(2)⑯)</p>
22 長期入院時支援特別加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">共通</div>	<p>(1) 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院等への入院を要した場合に、従業者のうちのいずれかの職種の者が、(外部サービス利用型)共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院等を訪問し、当該病院等との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 入院期間は、入院の初日及び最終日を除きます。</p> <p>○ 本加算は、継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限り算定できます。</p> <p>○ 2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できません。</p> <p>○ 入院時支援特別加算を算定する月、長期帰宅時支援加算と同一日は、この加算は算定できません。</p> <p>○ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)、報酬告示第15の1の2の注6に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できません。</p> <p>(2) 特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院等を訪問していますか。</p> <p>○ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院等を訪問することができない場合を主として指すものです。 また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録してください。</p> <p>(3) 従業者は、病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続きや家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の3の2の注</p> <p>準用(報酬留意事項通知第2・3(2)⑰)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
23 帰宅時支援加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">共通</div>	(1) 利用者が（外部サービス利用型）共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、1月の外泊期間の合計日数に応じて、所定単位数を算定していますか。 ① 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が3日以上7日未満の場合 ② 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 ○ 外泊期間は、外泊の初日及び最終日を除きます。 ○ 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月日以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が3日に満たない場合、当該2月目については、この加算は算定できません。 ○ 長期帰宅時支援加算を算定する月については、この加算は算定できません。 ○ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)、報酬告示第15の1の2の注6に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ) を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できません。 (2) 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容を記録していますか。 ○ 必要に応じ（外部サービス利用型）共同生活援助計画の見直しを行ってください。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	準用（報酬留意事項通知第2・3(2) ⑱）
24 長期帰宅時支援加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">共通</div>	(1) 利用者が（外部サービス利用型）共同生活援助計画等に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、1月の外泊期間の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を算定していますか。 ○ 外泊期間は、外泊の初日及び最終日を除きます。 ○ この加算は、継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限り算定できます。 ○ 2月日以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できません。 ○ 帰宅時支援加算を算定する月及び長期入院時支援特別加算と同一日については、この加算は算定できません。 (2) 従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容を記録していますか。 ○ 必要に応じ（外部サービス利用型）共同生活援助計画の見直しを行ってください。 ○ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)、報酬告示第15の1の2の注6に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ) を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できません。	はい・いいえ ・該当なし はい・いいえ ・該当なし	平18厚労告523別表第15の5の注 準用（報酬留意事項通知第2・3(2) ⑲）
25 地域生活移行個別支援特別加算 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">共通</div>	(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した（外部サービス利用型）共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間が終了するまで）の期間において、1日につき所定単位数を加算していますか。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びに こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準	はい・いいえ ・該当なし	平18厚労告523別表第15の6の注 平18厚労告551第7号の口、第8号のイ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>① 基準の規定により配置すべき世話人又は生活支援員に加え、適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。</p> <p>② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、利用者に対する特別な支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。</p> <p>③ 従業者に対し、医療観察法による入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>④ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</p> <p>① 医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者</p> <p>② 刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p> <p>○ 加算の要件となる人員配置については、あらかじめ基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連絡体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であることが必要です。</p> <p>○ 従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとします。</p> <p>(2) 地域生活移行個別支援特別加算を算定するに当たっては、次の支援を行っていますか。</p> <p>① 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、（外部サービス利用型）共同生活援助計画の作成</p> <p>② 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>③ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>④ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>⑤ 日中活動の場における緊急時の対応</p> <p>⑥ その他必要な支援</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告556第9号</p> <p>準用（報酬留意事項通知第2・3(2)㉠）</p>
<p>26 精神障害者地域移行特別加算</p> <p>共通</p>	<p>運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして市長に届け出た事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</p> <p>① 対象者の要件</p> <p>精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内のものであること。</p> <p>また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</p> <p>なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものです。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の6の2注</p> <p>準用（報酬留意事項通知第2・3(2)㉡）</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>② 施設要件 事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む事業所であること。 また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。</p> <p>③ 支援内容 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行ってください。</p> <p>ア 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業員による、本人、家族、精神科病院その他の関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた個別支援計画の作成</p> <p>イ 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）</p> <p>ウ 対象利用者との定期及び随時の面談</p> <p>エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援</p> <p>オ その他必要な支援</p>		
<p>27 強度行動障害者地域移行特別加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内の者のうち、強度行動障害を有する利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障害者支援加算を算定している場合は、算定できません。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準 <ul style="list-style-type: none"> ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1名以上配置していること。 ② 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。 	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の6の3注</p> <p>平18厚労告551第11号ホ</p>
<p>28 強度行動障害者体験利用加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、強度行動障害を有する利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障害者支援加算を算定している場合は、算定できません。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準 <ul style="list-style-type: none"> ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1名以上配置していること。 ② 生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。 	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の6の4注</p> <p>平18厚労告551第11号ホ</p>
<p>29 医療連携体制加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p>(1) 医療連携体制加算（I） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者は、算定できません。 	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の7の注1</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 医療機関等との連携により、看護職員を共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者は、算定できません。</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者は、算定できません。</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) 医療機関等との連携により、看護職員を共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める者並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者</p> <p>○ 医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定している場合は算定できません。</p> <p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 看護職員配置加算又は医療的ケア対応加算を算定している場合は、算定できません。</p> <p>(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ 医療的ケア対応支援加算又は医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定している利用者は、算定できません。</p> <p>(7) 医療連携体制加算(Ⅶ)を算定するにあたって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に算定していますか。</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める施設基準並びに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>① 看護師(准看護師は認められない。)を1名以上確保していること。</p> <p>② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>○ 看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者は、算定できません。</p> <p>※ 医療連携体制加算(報酬留意事項通知)</p> <p>○ 医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)は、医療機関等との連携により、看護職員を共同生活援助事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものです。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の7の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注4</p> <p>平18厚労告556第5号の9</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注5</p> <p>報酬留意事項通知第2の3の(8)の㉔</p> <p>平18厚労告551第16号の二</p> <p>準用(報酬留意事項通知第2・2(7)⑩)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>ア 共同生活援助事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととします。</p> <p>このサービスは共同生活援助事業所等として行うものですので、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けてください。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残してください。</p> <p>なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えありません。</p> <p>イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。</p> <p>ウ 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、併任する職員として配置することも可能です。</p> <p>エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定共同生活援助事業所等が負担するものとします。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照してください。）</p> <p>○ 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱ってください。</p> <p>ア 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度としてください。</p> <p>イ 医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い 医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で8人を限度としてください。</p> <p>ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能でしてください。</p> <p>○ 医療連携体制加算（Ⅶ）については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものです。</p> <p>したがって、事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定して、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要です。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とします。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられます。</p>		
<p>30 通勤者生活支援加算</p> <p>介護・外部</p>	<p>利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の8の注</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用者は除きます。 ○ 事業所においては主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談支援を行ってください。 		準用（報酬留意事項通知第2・3(2)⑮）
<p>31 障害者支援施設等感染対策向上加算</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">共通</p>	<p>(1) <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）</u> 次のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) <u>第二種指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</u></p> <p>(2) <u>「協力医療機関等」（指定サービス基準第212条の4に規定する協力医療機関その他の医療期間）との間で感染症（新興感染症を除く）の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</u></p> <p>(3) <u>医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料注11及び区分番号A001に掲げる再診料注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。</u></p> <p>○ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について</u></p> <p>(一) <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）は、障害者支援施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。</u></p> <p>(二) <u>障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とします。</u></p> <p>(三) <u>事業所は、利用者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定にあたっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保してください。</u> <u>新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限ります。また、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。</u> <u>なお、令和6年9月30日までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関と連携</u> <u>オスーレでも差しきたりないものとします</u></p> <p>(四) <u>季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。</u></p> <p>(2) <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）</u> <u>医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導等を受けていることとして市長に届け出た事業所において、1月につき所定単位数を加算していますか。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の8の2注</p> <p>準用（報酬留意事項通知第2・2(9)㉔）</p> <p>平18厚労告523別表第15の8の2注</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>○ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について</u></p> <p>(一) <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。</u></p> <p>(二) <u>実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。</u></p>		<p><u>準用（報酬留意事項通知第2・2(9)(25)）</u></p>
<p>32 新興感染症等施設療養加算</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">共通</p>	<p><u>利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービス提供した場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>○ <u>新興感染症等施設療養加算について</u></p> <p>(一) <u>報酬告示第9の13の6の新興感染症等施設療養加算は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した障害者の療養を施設内で行うことを評価するものです。</u></p> <p>(二) <u>対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定します。令和6年4月時点においては、指定している感染症はありません。</u></p> <p>(三) <u>適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュアル）」を参考としてください。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p>	<p>平18厚労告523別表第15の8の3注</p> <p><u>準用（報酬留意事項通知第2・2(9)(26)）</u></p>
<p>33 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p><u>厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。</u></p> <p>(1) <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u> <u>上記1から32までにより算定した単位数の告示別表に定める加算率に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</u> <u>上記1から32までにより算定した単位数の告示別表に定める加算率に相当する単位数</u></p> <p>(3) <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</u> <u>上記1から32までにより算定した単位数の告示別表に定める加算率に相当する単位数</u></p> <p>(4) <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）</u> <u>上記1から32までにより算定した単位数の告示別表に定める加算率に相当する単位数</u></p> <p>○ <u>厚生労働大臣が定める基準</u></p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>福祉・介護職員その他の職員の賃金について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。</u></p> <p>(一) <u>当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</u></p>	<p>はい・いいえ ・該当なし</p> <p>(加算の種類)</p> <p>I・II・III・IV・V</p>	<p>平18厚労告523別表第15の9の注</p> <p>平18厚労告543第41号 (準用第2号)</p>

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>(5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費における福祉専門職等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(1) <u>令和6年5月31日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の介護給付費等単位数表（以下「旧介護給付費等単位数表」）の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>ト 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>チ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>リ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p>		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p><u>(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</u></p> <p><u>(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u></p> <p>a <u>福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</u></p> <p>b <u>aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u></p> <p>a <u>福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u></p> <p>b <u>aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p>ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。</u></p> <p><u>(2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>ワ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。</u></p> <p><u>(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u></p> <p>a <u>福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</u></p> <p>b <u>aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p><u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u></p> <p>a <u>福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u></p> <p>b <u>aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p>カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)</u> <u>を定めていること。</u> <u>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u> <u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u> <u>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p>ヨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)</u> <u>を定めていること。</u> <u>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u> <u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u> <u>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p>ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p>		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)</u> <u>を定めていること。</u> <u>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u> <u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u> <u>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p> <p>ㄚ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(1) <u>令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費等における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の共同生活援助サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。</u></p> <p>(2) <u>イの(1) ((一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</u> <u>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)</u> <u>を定めていること。</u> <u>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u> <u>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</u> <u>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</u> <u>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</u></p>		
34 共同生活援助のサービス種類相互の算定関係	利用者が(外部サービス利用型)共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費は算定していませんか。	はい・いいえ ・該当なし	平18厚労告523別表第15の1の注9、第15の1の2の注8